國學院大學学術情報リポジトリ

近世大嘗祭の次第と運営：「近世大嘗祭儀・行事一覧」の作成と整理・分析に寄せて

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-07-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 吉永, 博彰
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000554

近世大嘗祭の次第と運営
―「近世大嘗祭儀・行事一覧」の作成と整理・分析に寄せて―

吉永　博彰

1．はじめに―本論のねらいと大嘗祭の変遷について

本稿は、近世に於ける大嘗祭の祭祀儀礼（神事）と行事にみた次第・運営の整理・分析を目的とする。ここで対象とする大嘗祭とは、即位した天皇が自ら神に神饌を供進される、一代一度の祭祀・神事をいう。古代の律令祭祀制下での同祭儀は、天皇の践祚（皇位継承）との密接な関係に基づき「践祚大嘗祭」と称され、国家の祭祀の中では唯一の「大祀」であった[1]。また近世までは節会（朝廷の儀式）として重視され、「大嘗祭」や「大祀」ほか、広く「大嘗会」と称され、「一会」と表されることもあった[2]。なお、天皇の祭祀のうち毎世の（践祚）大嘗祭と毎年の新嘗祭とでは、供進する神膳用の新稲を、国郡を卜定して畿外の公田に求めるか〔大嘗〕、畿内の屯田（官田）より収納するか〔新嘗〕、また天皇自らの斎行（親祭）を必須の原則とするか〔大嘗〕、といった相違のある点が指摘されている[3]。

大嘗祭は古代の天武天皇以来、１度（仲恭天皇御代、承久の乱の影響）を除き、鎌倉末期の後醍醐天皇まで全度で斎行された。ところが南北朝期以降、斎行に大きな問題が生じた。一つは南北朝の動乱（1336～92）・観応の擾乱（1349～52）を契機に、南朝では３代、北朝では１代の天皇が大嘗祭を斎行できなかったものである。もう一つは、室町後期の後土御門天皇の御代、文正元（1466）年度を最後に、翌年に生じた応仁の乱（1467～78）及び以後の社会的な変動と混乱を要因・背景に、長きにわたり途絶したというものであった[4]。

南北朝の争乱期には、後村上・長慶・後亀山の３代の天皇が斎行を遂げられなかったが、一方で、同時期の北朝では擾乱時の崇光天皇の観応元（1350）年度を除く、光厳・光明・後光厳・後円融天皇という４度の大嘗祭が斎行された。観応度の前後期間は、光明天皇の暦応元（1338）年度から後光厳天皇の文和３（1354）年度までの16年ほどである。大嘗祭は天皇の即位儀礼と密接な関係にある性質上、10年以上の間隔で斎行される例も少なくない。また北朝６代の天皇に勤仕した公卿・二条良基のような公家が朝廷に存在したこと等を鑑みると[5]、観応度に斎行が叶わなかったことの後世への影響は、限定的であったと推定されよう。

対して、後土御門天皇の文正元年度以降の途絶期間は、中世後期から近世前期にかけての９代220余年に及ぶものである。同じく社会変動を要因として大々的な実施の延期を余儀なくされた伊勢の神宮に於ける式年の造営・遷宮は、120年以上の中断を経るも織豊政権下で実施されている[6]。それに比して、前記の通り律令祭祀制に於ける唯一の大祀であり、御代始めのたびに斎行され続けてきた大嘗祭が、応仁の乱を契機に戦国期から安土・桃山期を経て江戸前期に至る中で再興をみなかったことは、天皇・朝廷を取り巻く同時期の社会状況の変容が、朝廷の祭儀・行事へといかに大きな影響を及ぼしたかを示していよう。

本稿は、まさにこうした困難な状況下で再興されるに至った近世の大嘗祭に焦点を当てて、その次第・運営を中心に、神道史の立場から同祭の様相の検討と講究を試みるものである。

２．近世大嘗祭に関する研究史

近世に於ける大嘗祭は、前述のように中世以降の長きにわたる途絶を経て、江戸開府より80余年が過ぎた東山天皇御代の貞享4（1687）年、ついに再興が叶った。続く中御門天皇の御代をあけた桜町天皇の元文３（1738）年度の再々興以降、一度も途絶することなく近世は８代の天皇の御代を通じて斎行され、近代を経て現代に至っている。大嘗祭をめぐる、そうした変遷の歴史が基盤・背景にあるために、近世大嘗祭に関する研究には、個別の祭儀・行事や作法、装束などの事例を対象とした神道史の見地からの研究もあるが[7]、自ずと朝儀の再興に焦点を当てた近世の天皇や朝廷に関する研究、朝幕関係を始めとした近世政治史より論じられたものが多くみられる。

なかでも、221年ぶりの再興となる貞享度及び元文度の再々興については、朝廷の武家伝奏（江戸幕府との取次ぎ等を担う公家の役職の称）と幕府の京都所司代（幕府が京都に置いた出先機関の長）とのやり取り等に着目した武部敏夫氏の論考に詳しい。まず貞享度については、霊元上皇の意向に基づき朝廷側が強い態度を以て反復折衝に努め、儀制を簡略にするとの条件のもとで江戸幕府に承認させるに至った再興の経緯を明らかにした[8]。また元文度に関しては、八代将軍・徳川吉宗の尽力・働き掛けと桜町天皇の心願により、元文3（1738）年11月に大嘗会が、翌々年より新嘗会が再興されたとする過程を整理されている[9]。

また藤田覚氏は近世政治史の中でも朝幕関係、特に近世後期の光格天皇に注目し、天皇と朝廷権威の上昇のため、諸朝儀祭祀の再興・復古を強引かつ粘り強く進めたとする。特に大嘗祭については左大臣・一条輝良の日記に、貞享度以来の近世的大嘗祭を否定して平安期の『儀式』『延喜式』の式（次第）の様に行うべき旨が記されている点を紹介されている[10]。

さらに高埜利彦氏は武部氏の成果を踏まえ、御禊行幸（御禊のために天皇が行幸すること）が認められなかったことなど、幕府による朝廷支配の観点から大嘗祭に触れ、貞享度の再興は「身分や家の序列を重視することで将軍の権威の上昇をはかる幕府」が儀礼を重視するという、朝廷統制策の転換の表れとする。元文度の再々興の意義についてもまた、将軍の地位に価値と権威を与えるための、天皇・朝廷との協調関係の具現化であると指摘される[11]。

このほか山口和夫氏は、霊元上皇と一条兼香などの朝廷内の人物関係を基に貞享度の朝儀再興を読み解きつつ、朝廷内での神仏関係の論究の一環として大嘗祭にも焦点を当てて、朝幕関係ほか大嘗宮の造営や天皇による神饌供進作法の伝授、神饌の料所などの近世後期の大嘗祭の概況と位置づけ、禁忌と神仏分離の影響について論じられている[12]。

ここで取り上げたものは先行研究の一部ではあるが、概観すると近世大嘗祭は凡そ、天皇を始めとした近世公家社会の考察、朝幕関係や宗教政策・背景の解明といった側面から、

〔１〕貞享度の東山天皇による再興と父・霊元上皇
〔２〕元文度の桜町天皇による再興と将軍・徳川吉宗
〔３〕天明度の光格天皇による斎行と古儀復興

上記の３度に焦点を当てた研究が進展しているといえよう。朝幕関係にみた朝儀再興（古儀復興）の意義や背景の解明が進む一方、〔１〕～〔３〕以外の近世大嘗祭に関する言及は限られており、定かでない点も多い。よって近世大嘗祭の実態解明の足掛かりとすべく、まずは全容を一覧にて整理し、次第・運営の検討を通じて講究するものとしたい。

３．古代・中世に於ける大嘗祭の次第と運営組織

古代大嘗祭の次第や運営組織･役職については､平安前期の貞観年間に成立した儀式書『儀式（貞観)』や[13]、平安中期の延長５年成立『延喜式』に詳しい[14]。特に『儀式』では２巻から４巻までが「践祚大嘗祭儀」に宛てられ、同祭儀の次第や運営を記載する。近世大嘗祭について整理・検討を加えるに先立ち、まずは近世の朝廷が志向したという古代を中心に、その後の中世にかけての大嘗祭の次第と運営組織の概要を把握しておきたい。

１）祭儀・行事を中心とした古代大嘗祭の次第と流れ

天皇による神饌供進を目的とする「卯日」の神事を中心に、古代の大嘗祭斎行に当たり関連した祭儀・行事の流れを簡潔に整理すると、以下のようになるとされる[15]。

> A国郡卜定（８月以前)、B行事所の設置と北野斎場点定・外院の建造、C由加物（雑器）の製作開始、D大祓使発遣（以上、８月上旬)、E大祓使発遣（８月下旬)、F天神地祇大奉幣（８月下旬以降)、G由加物使・神服使発遣（９月上旬)、H斎田からの抜穂の到着、I北野斎場内院の建造（以上､９月下旬)､J御禊行幸（10月下旬)､K大嘗宮の造営開始（祭日７日前)、L鎮魂祭（11月中寅日)、M神祇官班幣、N供奉する「小斎人」の占定、O悠紀殿の儀、P主基殿の儀（以上、11月中卯日)、Q天神寿詞奏上・神璽鏡剣奉上、R（悠紀）節会（以上、11月辰日)、S（主基）節会（11月巳日)、T豊明節会（11月午日)

古代の大嘗祭に関連した祭儀・行事は、２度の天皇自らの神饌供進儀礼（O・P）を中核として、そのための供進物の弁備や設えの調進、祭祀の場の整備、清浄を期すための祓・禊等、また祭儀後の節会など、主として20ほどの祭儀・行事から構成されていたと知れる。

平安期以降の大嘗祭の主たる祭儀・行事については、記録にみえないために一部定かでない部分もあるが、後鳥羽天皇の元暦度（1184)[16]以降、南北朝期の後円融天皇の永和度[17]や室町前期の後花園天皇の永享２（1430）年度[18]、そして途絶前最後となる後土御門天皇の文正度[19]に至るまで、凡そ上記の次第・流れが継承されていたことが読み取れる。

室町後期に至ると、公卿・一条兼良の手により『御譲位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』が成立した。『代始和抄』等の名称でも知られる同書には､附記の形で神祇大副の卜部（吉田）兼倶による大嘗祭の祭儀･行事等に関する解説を載せる。兼倶の著した次第･流れの要点は､「践祚大嘗祭儀」にみえるそれと凡そ共通しており[20]、古代から途絶前に至るまでの概況を見て取れる。この点は、近世大嘗祭の実態・在り様と比較・検討する際の参考となろう。

２）大嘗祭運営のための組織・役職

大嘗祭の運営については、古く『儀式』「践祚大嘗祭儀」に全容が見て取れる。同書によれば、践祚大嘗祭は統括役の「検校」以下、実務担当の官人から成る「行事」により運営されたと知れる[21]。上記の次第Bにみえる「行事所」が､大嘗祭のため臨時に設置された「行事」の組織・機関である。「検校」とは、点検・校正に由来した監督官の称であり、大・中納言と参議の計３名の公卿が任じられ､「弁」以下の「行事」を統括した。一方の「行事」は悠紀･主基両方に分かれて任じられ、それぞれ（１）四位１名・五位３名（弁に在る者を含む）を始め、（２）諸司の判官以上の官職に預かる者（史である者を含む）４名、（３）諸司の主典

以下が５名、（４）官掌１名、使部・直が各１名と定められていた。

行事の構成人員について、（１）のうち弁官は官庁の指揮監督役であったため、検校の下で行事（官吏・役人）の取りまとめを、また（２）の史は弁官の下で公文書の記録・作成を職務とするため、大嘗祭遂行に当たる公文書を主として担当したと考えられる。さらに、（４）の官掌は弁官の下で下級役人の管理・監督等を務める官職であり、使部と直（丁）は雑用に当たる下級役人の称である。以上、古代には悠紀・主基両方にて、弁・史以下各16名の官人・下級役人が、関連する祭儀・行事の運営・実務役を各々担ったことが読み取れよう。

こうした運営組織の称である「行事」と儀式・催事を表す「行事」の混同を避けるため、本文中では儀式・催事を「行事」とし、運営機関・組織としては「行事所」、官人を示す場合には「行事官」の表記を用いるものとしたい。

ところで、上記のような検校の監督下で行事官が運営・実務の中心的な役割を果たす形式は、平安期以降も受け継がれたと考えられる[22]。室町期の大嘗祭では、永享度に蔵人頭であった右大弁（右弁官の長）・甘露寺忠長をして廻立殿行幸や節会といった重要儀式の「奉行」と称し、検校や行事官とともに忠長が催行に当たり大きな役割を果たしていた[23]。さらに文正度には、職事（頭を含む五位・六位の蔵人の称）へと「奉行」[24]を申し付ける事例もみえ、そのほか忠長従弟の親長が大嘗会を伝奏して諸祭儀・行事の遂行を差配し、特に天皇の御禊に於いては、官司行幸の奉行として蔵人権右中弁（万里小路）春房、大嘗会御禊「伝奏」として勧修寺前中納言（教秀）、同奉行として頭左大弁（坊城）俊顕の名があった[25]。

「伝奏」は伝宣・奏上といった天皇（上皇）と取次をする公家の役職で、室町期には足利将軍との取次役である「武家伝奏」や「寺社伝奏」の設置が明らかにされるが[26]、大嘗祭にも「伝奏」が臨時に置かれたと考えられる[27]。卜部兼倶は「撿挍とて現任の公卿納言參議廿八人の内三人行事の辨とて大辨をのそきて殘五人のうち二人をさたむ。是皆うらにあたりたるをその人として一會奉行の重職とす」と評し[28]、検校３人と行事弁２人が「一會奉行の重職」、即ち大嘗祭斎行に当たる重要な役職と認識していた。一方で当世の朝儀の状況に合わせ、伝奏・奉行の設置のような運営組織に変遷のあった点もまた、認められるのである。

さらには、運営・実務を担う朝廷の公家社会に関しても、平安中期以降は官位・官職の世襲化が一層進み、家格は昇殿を基準として堂上・地下に分けられ、また室町期以降はそれまでの参勤・宿直が禁裏小番の形式に整えられるに至る[29]。加えて室町前期には諸国の国衙も順次消滅して朝廷の財源も縮小するなど、『儀式』や『延喜式』の成立した時期の公家たちとは置かれた状況が大きく変容していった。即ち、近世大嘗祭を検討するに際しては、室町期の途絶以前より既に、時勢の影響を受け、或いは武家政権とのかかわりの中で、公家社会の制度・実態も平安期と比較すると大きく変遷していたことには留意する必要があろう。

４．　近世大嘗祭の実態に関する整理と把握－「近世大嘗祭儀・行事一覧」作成に当たり－

ここでは、近世の全８度の大嘗祭に焦点を当てて、本稿の主たる目的である近世大嘗祭の次第・運営といった実態解明の足掛かりとすべく、祭儀・行事の一覧を示す。一覧作成に当たっての典拠は原則として各天皇実録とし、一部を関連史料にて補足した。人名や官職は、適宜『公卿補任』[30]及び『地下家伝』[31]にて補った。各実録にみえる用字は正字を当用字に改めたが、表記等は可能な範囲で原文のものを用いた。語句の説明・補足は括弧内に示し、敬語表現は熟語等に置き換えた。なお、一覧ではまず、各度の大嘗祭全体と卯日の神事に関連

した役職・人物を列記した。行事官としては、悠紀・主基両行事を８名ずつ載せた記録もあるが、本一覧では弁・史以下を表記しなかった。個別の祭儀・行事の上卿（朝廷の諸儀式に於ける上首の公卿）及び奉行ほか奉仕者は、一覧中にて示している。

「近世大嘗祭儀・行事一覧」

1　東山天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[32]

東山天皇〔延宝３（1675）年－宝永６（1710）年〕、在位〔貞享４（1687）年－宝永６（1709）年〕

【摂政】一条冬経　【伝奏】権中納言庭田重条　【奉行】〈職事〉頭中将（蔵人頭 左中将）園基勝

【検校】権大納言万里小路淳房、権中納言広幡豊忠、参議 左衛門督油小路隆真

【行事】［弁］〈悠紀〉非蔵人 左中弁勘解由小路韶光、　〈主基〉蔵人 右中弁葉室頼重

［史］〈悠紀〉左大史 四位壬生（小槻）季連、　〈主基〉右大史 六位村田（高橋）春宣（のち春職）

【伯】中将雅光王　【中臣】神祇権大副 左京権大夫藤波徳忠　【宮主卜部（卯日）】左兵衛督侍従 神祇権大副吉田兼連

【神祇官】右史生 神祇大祐紀重基（行事官・忌部代）

【小忌】権大納言万里小路淳房、権中納言正親町公通、参議裏松意光　【卜合】少納言石井行豊

【大忌】権大納言烏丸光雄、権大納言今出川伊季、権大納言久我通誠、権中納言広幡豊忠、権中納言花山院持重

参議 左衛門督油小路隆真

---

①貞享４（1687）年３月21日、父・霊元天皇の譲位により土御門内裏に於いて**受禅の儀**を行う。

②同年４月28日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。

③同年８月23日、内裏軒廊に於いて亀卜事（国郡卜定）を行い、悠紀は近江国志（滋）賀郡、主基は丹波国桑田郡となる。大嘗会検校と悠紀・主基行事等を定めた。上卿は内大臣 左大将近衛家熙、奉行は頭中将園基勝。

【神祇官】侍従 左兵衛督権大副吉田兼連、神祇権大副 左京権大夫大中臣徳忠、宮主少副 従五位下越後介吉田兼林、卜部権大祐 正五位下鈴鹿連直、卜部従五位下鈴鹿連屋（非神祇官）、公文所左官掌小野（紀）氏辰

④同年９月27日、行事官〈右史生 従五位下山口（紀）重基〉居所敷地にて行事所始がある。弁史以下は行向に及ばず。

⑤同年９月30日、荒見川祓を行う。勘解由小路韶光と葉室頼重が参向、奉行は園基勝。

⑥同年10月28日、大嘗会御禊につき、束帯を着御、御手水の上で亥刻に内裏の清涼殿廂御座に出御する。奉行は園基勝。

⑦同年11月３日、大嘗宮造立始がある。紫宸殿南庭に悠紀（主基）両殿を立て、同殿東庭に廻立殿を立てる。御殿の様子は、皮付きの柱、竹縁、屋上は茅葺である。

⑧同年11月６日、神祇官代に於いて、大嘗会由奉幣使（大事に先立ち由を告げて天皇の幣帛を奉る使者）を、伊勢（神宮）及び石清水（八幡宮）と賀茂上下（賀茂別雷神社・賀茂御祖神社）へと発遣する。上卿は右大臣鷹司兼熙、奉行職事は園基勝。悠紀行事弁が参向。次官は本社へと参向はせず、神祇官代より帰り了る。

【奉幣使】〔伊勢〕神祇権大副 左京権大夫藤波徳忠　〔石清水〕権大納言久我通誠　［次官］左京大夫五辻仲賢

〔賀茂〕権中納言花山院持重　［次官］兵部権少輔富小路貞維

⑨同年11月16日卯、**大嘗祭**を行う。仙洞（霊元上皇）が（禁裏へと）御幸になる。清涼殿にて帛御服（帛御衣）を著御した天皇は、まず廻立殿へと出御する。その際は行幸に及ばず、密々に出御し、警蹕はかけず、入御の後は殊に高声を禁じた。まず主殿寮が大斎御湯を、後に小斎御湯を供して御湯殿事（潔斎）があり、蔵人頭・蔵人、山蔭流（山科家）の奉仕により祭服を着御する。次に御手水をして、采女が定刻を告げると廻立殿を出御し、大嘗宮へ渡御する。悠紀殿へ入御、摂政も嘗殿に入って着座。亥一剋、御膳（神饌）を供え、宮主・采女等が其の儀に従う。亥四剋に撤した後は廻立殿へと戻り、最初と同じく身を清めて御召し替えの後に、主基殿へと渡御。寅一剋、主基殿にて悠紀殿の次第と同じく御膳（神饌）を供えて、寅四剋に撤される。終えると廻立殿へ還御し、帛御服を着御、本殿に還御した。

⑩同年11月17日、早旦、中臣が鎮祭して大嘗宮殿を人夫が壊却し、次に主水司が解斎御手水と御粥を供す。その後、豊明節会を行い出御した。仙洞（霊元上皇）も行粧（行列）なく（内々に禁裏へと）御幸する。

⑪元禄元〔貞享５〕（1688）年11月22日卯、当月９日に摂政が左兵衛督（兼敬）を招き、去年の大嘗会再興により、この年から新嘗会も再興するよう伝える。吉田（神祇官代）に内侍所采女が参向して新嘗会が行われた。仙

洞（霊元上皇）の御内意もあったという。

2　桜町天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[33]

桜町天皇〔享保５(1720)年－寛延３(1750)年〕、在位〔享保20(1735)年－延享４(1747)年〕

【関白】一条兼香　【伝奏】前大納言園基香→前大納言三条西公福　【奉行】頭中将(蔵人頭右中将)庭田重熙

【検校】権大納言三条利季、権中納言万里小路稙房、参左衛門議督飛鳥井雅香

【行事】[弁]〈悠紀〉蔵権右中弁人葉室頼要、　〈主基〉蔵権左少弁人烏丸清胤(後の光胤)

[史]〈悠紀〉左従四位上大史壬生(小槻)盈春、　〈主基〉右従五位下大史山口(安倍)盛行

【伯】雅富王　【中臣】祭神祇大副主藤波和忠　【宮主(卯日)】右兵衛督侍従神祇権大副吉田兼雄

【小忌】権大納言大炊御門経秀、権中納言東園基禎、新宰相中将(参左中将議)松木宗長　【卜合】少納言平松時行

【大忌】権大納言醍醐兼潔、権中納言清閑寺秀定

---

①享保20（1735）年３月21日、父・中御門天皇の譲位により**受禅の儀**を行う。

②同年11月３日、紫宸殿に於いて即位の礼を行う。

③同年11月20日、稲粟を御祈料として、侍従三位（吉田兼雄）の私館にて新嘗御祈を行う。奉行は頭左中弁柳原光綱。

④元文元（1736）年11月14日、侍従三位が新嘗御祈を勤行。奉行は権左中弁広橋兼胤。

⑤元文２（1737）年11月19日、侍従三位が新嘗御祈を勤行。奉行は頭中将庭田重熙。

⑥元文３（1738）年４月18日、中御門天皇の諒闇終大祓が朱雀門代の承明門代（建礼門）に於いて行われる。

⑦同年６月25日、幕府の同意も得られたため、この年の11月に践祚大嘗祭（大じやう会）を行い、翌年より新嘗会を行うべきとして、大嘗会伝奏前大納言園基香、奉行の庭田重熙等に仰せ出す。

⑧同年７月１日、大嘗祭につき内侍所へ御百度（申し付け）、伊勢両宮、たが（多賀）へ御祈禱を出す。また６日より17日間の御祈とう（禱）を、かも下上、八はた（幡）、松の尾、平野、いなり（稲荷）、なら大宮（春日社）、あつた（熱田）へ仰せ出す。また大嘗会の御服（帛御服、御斎服ほか、女中・采女などの各装束）のこと（貞享度調進の品と同様に）を伝奏・奉行より前権中納言綾小路俊宗、内蔵頭山科師言（後の頼言）に命じ、御装束の委細の書付が３日に伝奏方に進上された。

⑨同年７月21日、大嘗会の「風俗」ならびに「屏風」の和歌の作者について、悠紀方を前権大納言烏丸光栄に、主基方を前権大納言日野資時に、それぞれ仰せ下す。

⑩同年８月８日、大嘗祭につき、議奏衆から吉田社へと23日から17日間の御祈とう（禱）勤行するよう命じる。この日から17日間の御きとう（祈禱）をたが（多賀）、上下御れう（霊）、北野へ仰せ出す。23日から17日間の御祈とう（禱）が内侍所へ仰せ付けられる。

⑪同年８月28日、国郡卜定の儀を行う。悠紀は近江国滋賀郡に、主基は丹波国桑田郡となる。また大嘗会検校と悠紀・主基行事等を定める。上卿は内大臣花山院常雅、奉行は庭田重熙。

【神祇官】権大副吉田兼雄、神宮大宮司正五位下大中臣長矩、宮主権少副従五位下吉田兼成(吉田社氏人)、卜部権少副正五位下鈴鹿敬芳(吉田社祝)、卜部権大祐従五位下鈴鹿章茂(吉田社祝)、公文職左官掌岩崎(紀)氏信[34]

⑫同年９月21日、荒見川祓の日時の勘文が奏上され、宣下（ご下命の公示）がある。

⑬同年９月22日、前大納言園基香の父（基勝）が病気につき大嘗会伝奏を前権大納言三条西公福に言い付ける。翌23日、基香は父の喪につき伝奏を辞した。

⑭同年９月30日、荒見川祓を行う。

⑮同年10月28日、翌日より大嘗会御神事入につき、この日から（宮中より）てなし（手無、月経者の意）、ふくしや（服者、服喪者の意）を出す。

⑯同年10月29日、大嘗会御神事入につき、朝、17日間の御祈とう（禱）が吉田社へ仰せ出す。夕、御禊を行うため、内裏の清涼殿昼御座に出御する。奉行は庭田重熙。

【神祇官】神宮祭主神祇大副藤波和忠、宮主権少副淡路守吉田兼成（吉田社氏人）、神祇大祐山口（紀）春清（行事官）

⑰同年11月１日、大じやう会（大嘗宮）の造立が始まる。忌火御飯が供されて清涼殿へ出御、陪膳（配膳役）は庭田重熙。その後、悠紀・主基の和歌を聞召した。

⑱同年11月３日、大嘗会由奉幣使（大事に先立ち天皇の幣帛を奉る使者）を、伊勢神宮及び石清水（八幡宮）

と賀茂両社（賀茂別雷神社・賀茂御祖神社）へと発遣する。上卿は右大将 権大納言九条稙基、奉行は庭田重熙。次官は本社へは参向せず、神祇官代より帰る。

【奉幣使】〔伊勢〕神祇少副 神宮大宮司大中臣長矩　〔石清水〕権大納言広幡長忠　［次官］図書頭錦小路尚秀

〔賀茂〕権中納言 右衛門督中山栄親　［次官］左兵衛権佐北小路光香

⑲同年11月19日卯、**大嘗祭を行う**。国風奏歌は断絶し、標山は儲けず。天皇は帛御衣にて廻立殿へと出御する。廻立殿に入御の際は警蹕をせず、入御後は殊に高声を禁じた。静謐の中で廻立殿にて御湯殿の事（潔斎）を行い、御祭服を着御する。次に御手水、時刻になり廻立殿を出御され、御悠紀嘗殿へと渡御。悠紀殿に入御し、亥一刻（20時過ぎ）に御膳を供えた。この間、関白は神殿外の便所に伺候する。亥四刻に御膳が撤せられ、その後は廻立殿へと還御、悠紀の儀と同じく身を清めて御召し替え、御手水の後に、主基殿へと遷御する。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく寅一刻（３時過ぎ）に御膳を供えて、寅四刻に御膳が撤せられ、終わると廻立殿へと還御し、帛御衣を着御して御本殿へと還御した。

⑳同年11月20日、解斎の御手水と御粥が供される。その儀が了ると神祇大副中臣和忠が鎮祭をして、人夫に嘗殿廻立殿等を壊却させる。後、南殿（紫宸殿）を大極殿に擬える形で悠紀（辰日）節会を行い、出御した。

㉑同年11月21日、主基（巳日）節会を行い、辰巳両日の節会ともに御挿頭之儀が再興される。天皇は出御した。清暑堂代にて清暑堂神楽が再興されたが、これには出御しなかった。

㉒同年11月22日、大極殿代の御帳を徹し、高御座を装飾する。刻限に宸儀は高御座に御し、豊明節会を行う。

㉓同年12月16日、将軍徳川吉宗より、大祀（大嘗祭）の無事の斎行を祝して東武使（将軍家使）兵部大輔堀川広益が派遣され、参内した同人並びに京都所司代の丹後守土岐頼稔が清涼殿に伺候して御対面に及んだ。将軍家より贈り物が献上された。

㉔元文４（1739）年10月17日、５月より執柄（関白・一条兼香）に所悩（病気）のあるため、当年の新嘗会は御延引するが、明（翌）年より御再興のある由が議奏衆から申し渡される。これに伴い、11月24日丁卯、吉田家に於いて新嘗御祈が行われた。奉行は頭弁甘露寺規長。

㉕元文５（1740）年11月24日辛卯、出御し、神嘉殿代（紫宸殿）にて新嘗会（新嘗祭）を行う。

㉖同年11月25日、主水司が解斎御粥を供す。夜、豊明節会を行い、出御があった。

3　桃園天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[35]

桃園天皇〔寛保元（1741）年－宝暦12（1762）年〕、在位〔延享４（1747）年－宝暦12（1762）年〕

【摂政】一条道香　【伝奏】権大納言久我通兄→権中納言姉小路公文

【奉行】頭弁（蔵人頭 右中弁）坊城俊逸→頭中将（蔵人頭 右中将）正親町実連

【検校】権大納言 皇太后宮大夫松木宗長、権中納言甘露寺規長、左宰相中将（参議 左中将）橋本実文

【行事】［弁］〈悠紀〉蔵人 左中弁日野西資興、〈主基〉蔵人 右中弁清閑寺益房

［史］〈悠紀〉右大史 従五位下村田（高橋）春明、〈主基〉左少史 従五位下山口（安倍）盛孝

【伯】雅富王　【中臣】祭主 神祇大副藤波和忠、神祇権少副中臣千前

【宮主】神祇権大副 大蔵卿吉田兼雄　【卜部】神祇少副 従五位下吉田兼彦、神祇少副鈴鹿敬芳、神祇権大祐 従五位上同雄賢、神祇権大祐 従五位上同雄風

【小忌】権大納言清閑寺秀定、権中納言正三条公積、参議 右兵衛督上冷泉為村

【大忌】権大納言三条実顕、権中納言葉室頼要

---

①延享４（1747）年５月２日、父・櫻町天皇の譲位により土御門内裏に於いて**受禅**を行う。

②同年９月21日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。

③同年11月17日卯、神嘉殿代に於いて、摂政（一条道香）の経営（指図）の下で新嘗祭を行う。大祀以前の為、出御と行幸はなかった。

④同年11月18日、早旦に解斎御粥を供すも出御せず。夜、豊明節会を行うが出御はなし。

⑤延享５（1748）年４月13日、摂政直盧（宿直・休息の間、執務室に相当）に於いて、摂政から伝奏権大納言久我通兄、奉行職事頭弁坊城俊逸へ、この年の冬に大祀（大じやう会）を行うことを仰せ出す。

⑥同年７月１日、大嘗会奉行を蔵人頭 右中将正親町実連へ仰せ出す。

⑦寛延元〔延享５〕（1748）年８月７日、大嘗会御ことはじめ（事始）となる。摂政直盧に於いて大嘗会雑事（検

校、行事弁等の内々の差し定め）を定める。来たる25日に大嘗会国郡卜定に参仕すべき旨が知らされる。

⑧同年８月25日、大嘗会国郡卜定を行う。悠紀は近江国滋賀郡に、主基は丹波国船井桑田郡となる。また検校公卿と悠紀・主基の行事等を定める。上卿は内大臣二条宗基、奉行は正親町実連。のち９月９日、抜穂使を近江国滋賀郡松本村へ９月21日に遣わして翌22日に御稲到着、丹波国松井（桑田の誤記か）郡並川（河）村へは９月25日に遣わして翌26日に御稲到着と定める。

【神祇官】権大副吉田兼雄、少副中臣千前、宮主従五位下対馬守吉田兼彦、従五位上卜部雄賢、従五位下同雄風

⑨同年９月６日、勘文（陰陽頭土御門泰邦の択申）により荒見川祓の日時を９月29日と定める。

⑩同年９月27日、父・惟通の所労（病）が重いため、久我通兄が大嘗会伝奏を辞す[36]。

⑪同年９月29日、荒見河祓を行う。上卿は松木宗長。

⑫同年閏10月16日、この度に大嘗会卯日神楽歌、辰巳日の風俗（風俗舞・多氏伝来）、午日の倭歌等の御再興により、広御所前庭に於いて楽人が奉仕する。上皇が聞召した。

⑬同年閏10月27日、大嘗祭につき、元文度に例のように、（伊勢の）神宮に御祈を出す。

⑭同年10月29日、元文度に行幸が無かった儀により、内裏の清涼殿昼御座にて大嘗会御禊を行う。上皇の（禁裏への）御行幸があった。奉行は正親町実連。

【神祇官】宮主神祇権少副吉田兼彦、祭主藤波和忠

⑮同年11月１日、忌火の御飯を供す、陪膳は正親町実連。南殿前庭に於いて大嘗宮の造立始があり、大嘗会の悠紀・主基「風俗」と「屏風」の和歌を（悠紀方を権大納言柳原光綱、主基方を帥中納言（大宰権帥／権中納言）広橋兼胤が）奏聞する。神祇権大副大蔵卿吉田兼雄が小忌公卿以下を卜定する。

⑯同年11月３日、大嘗会由奉幣使（大事に先立ち天皇の幣帛を奉る使者）を、伊勢（神宮）及び石清水宮と賀茂下上（賀茂別雷神社・賀茂御祖神社）へと発遣。日時や使いの定めが予めあり、神祇官代に於いて発遣の儀を行った。元文度とは異なり、各社頭へは次官の参向もあった。上卿は右大将／権大納言大炊御門経秀。奉行は正親町実連。

【奉幣使】〔伊勢〕神祇神宮大宮司大中臣長矩　〔石清水〕権大納言醍醐兼潔　［次官］清岡長香
〔賀茂〕権中納言左兵衛督勧修寺顕道　［次官］治部権大輔藤井兼矩

⑰同年11月７日、大嘗祭の御習礼を行う。上皇が（禁裏へと）御渡し、主上（桃園天皇）へと「大嘗祭神饌御作法」の御伝授があった。

⑱同年11月13日、黒木竹等を以て、嘗殿［萱葺］・廻立殿［笘葺］の造立が畢わる。参仕者が内見。

⑲同年11月17日、**大嘗祭を行う**。上皇が皇太后（藤原舎子）を連れて（禁裏へと）御渡する。御殿にて大忌御湯を供された後で帛御服を着御した天皇は、まず廻立殿へと出御する。摂政は御傍らに候す（控える）。帛御服を脱御して御浴殿、天羽衣を御着して御湯船に入り（潔斎をし）、御浴が了ると御祭服を御着する。次に御手水の儀をして、時刻になると廻立殿を出御して大嘗宮へと渡御するも、上皇は廻立殿に御留になった。大嘗宮では悠紀嘗殿へ入御、摂政も従って神殿に入る。殿内では神饌を供進し、摂政が天皇に代わって供えた。この間、悠紀風俗を奏する。神膳を徹すると、その後は廻立殿へと還御し、身を清めて御召し替え（祭服は易えても御幞頭は改めず）、御手水の後に、主基嘗殿へと遷御。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神膳を供進し、この間、主基風俗を奏する。終わると廻立殿へと還御。帛御衣に易えて入御、本殿へと遷った。その後、上皇と皇太后は還幸した。

⑳同年11月18日、黎明、主水司が解斎御手水と御粥を供すも、出御せず。神祇大副中臣和忠が大嘗宮壌却の鎮祭をする。辰日（悠紀）節会を行い、出御せず。

㉑同年11月19日、巳日節会を行い、出御せず。清暑堂御神楽も出御せず。

㉒同年11月20日、豊明節会を行い、高御座に出御する。

㉓同年11月22日、一昨夜より御感冒（体調不良）、夜に水痘が発生。12月２日に快復した。

㉔同年12月19日、将軍徳川家治、前将軍同吉宗より、大嘗祭の無事の斎行の御悦として使者が派遣され、贈り物が進上された。それにより、清涼殿にて関東使兵部大輔堀川広益と御対面した。

㉕寛延２（1749）年２月12日、御のふ（能）につき、太かふ（后）、摂政、左大臣以下の参仕者に、大じやう会がするすると済ませられた御いわゐ（祝）に御りやうり（料理）を下す。

4　後桜町天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[37]

後桜町天皇〔元文５（1740）年－文化10（1813）年〕、在位〔宝暦12（1762）年－明和７（1770）年〕

【摂政】近衛内前　【伝奏】前大納言庭田重熙　【奉行】頭中将（蔵人頭／右中将）今城定興

【検校】権大納言広幡輔忠、権中納言右衛門督捕使別当清閑寺益房、参議裏辻実本
【行事】[弁]〈悠紀〉権左中弁広橋伊光、　〈主基〉右中弁柳原光房(紀光)→蔵人左中弁竹屋光豫
[史]〈悠紀〉右大史山名(三善)亮信、　〈主基〉左少史村田(高橋)春敷
【伯】資顕王　【中臣】従二位藤波(大中臣)和忠、祭神祇大副主藤波季忠
【宮主代】前権大副吉田兼雄【検知卜部】権大副吉田兼隆、権大祐鈴鹿雄賢、権大祐同雄成、権大祐同隆恭
【小忌】権大納言油小路隆前、権中納言日野資枝、参議唐橋在家　【卜合】少納言平松時章
【大忌】権大納言花山院長熙、権中納言中山愛親

---

①宝暦12（1762）年７月27日、弟・桃園天皇の崩御により**践祚の儀**を行う。〈以降、諒闇（服喪の意）〉
②同年７月28日、天下触穢を、仰せ出す。
③同年11月９日、二位・吉田兼雄が新嘗御祈を行う。
④宝暦13年（1763）7月27日、朱雀門代にて諒闇竟大祓が行われ、御禊を行う。
⑤同年11月14日、神嘉殿代に於いて新嘗祭を行うが、行幸はせず。
⑥同年11月15日、今暁、解斎の御粥を供す。豊明節会を行い、出御しなかった。
⑦同年11月27日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。
⑧明和元（1764）年８月１日、この年の11月８日上卯ノ日に大嘗祭を行うべきことを伝奏・奉行へと命じ、風俗屏風等の和歌を内々に言い付けた。御服調進は内蔵頭山科敬言が所労につき、その父前権大宰中納言権帥頼言が奉じた。また来たる11月大嘗会により、内侍所に御百度を、また伊勢両宮・多賀社に７日間の御祈禱を仰せ出す。
⑨同年８月４日、愛宕社にて臨時の御祈禱があり、また11月大嘗祭につき、松尾、平野、稲荷の諸社に御祈禱を仰せ出す。
⑩同年８月７日、大嘗祭につき、賀茂下上に御祈禱を出す。
⑪同年８月８日、大嘗祭につき、あつた（熱田社）に御祈禱を出す。
⑫同年８月13日、大嘗祭につき、なら（春日社）に御祈禱を出す。
⑬同年８月16日、大嘗会御きたう（祈禱）を伯三位（神祇伯資顕王）に仰せ付ける。
⑭同年８月24日、大嘗会国郡卜定を行う。悠紀は近江国滋賀郡に、主基は丹波国船井郡となる。大嘗会検校と悠紀・主基行事等を定める。上卿は内大臣左大将九条道前、奉行は今城定興。
【神祇官】権大副吉田兼隆、祭主大副大中臣季忠、宮主権少副吉田兼彦、卜部権大祐鈴鹿雄賢、
卜部権大祐鈴鹿雄成、公文所(職)左官掌小野(紀)氏富[38]
⑮同年８月25日、大嘗会の悠紀・主基両国司を定める。
⑯同年９月２日、大嘗会行事所始となる。神祇大祐行事史生山口(紀)春昌の館に行事11人ばかりが参向した。
⑰同年９月７日、大嘗祭の主基所の和歌を右少弁烏丸光祖より聞召す。
⑱同年９月15日、大嘗会抜穂使を悠紀・近江国滋賀郡へと発遣する。
⑲同年９月25日、大嘗会抜穂使を主基・丹波国船井郡へと発遣する。
⑳同年９月28日、荒見川祓を行う。
㉑同年10月３日、大嘗祭につき、上下御霊社、北野社に７日間の御祈禱を出す。
㉒同年10月８日、大嘗祭につき、あたご（愛宕社）、くらま（鞍馬寺）に７日間の御祈禱を出す。
㉓同年10月11日、大嘗祭につき、あつ田（熱田社）に７日間の御祈禱を出す。
㉔同年10月12日、柳原光房の母堂重篤により、竹屋光豫に主基行事を仰せ付ける。
㉕同年10月14日、大嘗祭につき、伊勢両宮に御祈禱を出す。
㉖同年10月17日、大嘗宮の造立始がある。
㉗同年10月14日、大嘗祭により、水無瀬社、吉田社に御祈禱を出す。
㉘同年10月22日、大嘗祭の悠紀・主基「風俗」ならびに「屏風」の和歌を聞召す。
「屏風」の色紙形筆者（清書）を京極宮家仁親王へ、同絵筆者を画所預土佐光淳に仰せ付ける。大嘗祭につき、内侍所、賀茂下上、御祈禱を仰せ付ける。あたご（愛宕）長床坊に御祈禱を出す。
㉙同年10月24日、大嘗祭につき、いせ（伊勢両宮）、たが（多賀）に御祈禱を出す。
㉚同年10月26日、小忌卜定があり、触状は（奉行）今城定興による。卜合の輩は29日より神斎。
㉛同年10月29日、大嘗会御禊につき、清涼殿昼御座に出御する。奉行は今城定興。元文度･寛延度の例により、この日の朝から御神事につき、寺々の仏事の鐘鉦を止め、忌言（忌詞）を用いる。また僧尼服の者・不浄之輩の墩内（御所内の意か）へ入ることが許されず。禁中の障子等の絵に僧形が有れば、紙を以て隠すとされた。

【神祇官】祭神祇大副主大中臣季忠、宮主権少副吉田兼彦

㉜同年11月１日、忌火御飯を供す、陪膳は今城定興。左大臣九条尚実が「大嘗会式文」を作進し、摂政が覧じる。

㉝同年11月２日、大嘗会由奉幣使を、伊勢神宮及び石清水（八幡宮）と賀茂両社（賀茂別雷神社・賀茂御祖神社）へと発遣。これ以前に日時の定があった。上卿は内大臣左大将九条道前、奉行は今城定興。

【奉幣使】〔伊勢〕神祇権少副大中臣長堯　〔石清水〕権大納言大炊御門家孝　［次官］五辻順仲

〔賀茂〕権大納言油小路隆前　［次官］入江為逸

同日、近衛内前より大嘗会神せん（饌）の（供進の）事を「申し入れ」（ご伝授申しあげ）る。吉田兼雄から摂政へも書付が進上される。

㉞同年11月４日、表御座所に於いて大嘗祭の御習礼（予行演習）が行われる。前権中納言山科頼言が帛御服と御祭服の調進を了る。

㉟同年11月５日、辰時より、大嘗宮・廻立殿等の内見がある。

㊱同年11月８日卯、**大嘗祭を行う**。清涼殿にて帛御服（白平絹の裳唐衣五衣・釵子）を着御した天皇は、廻立殿へと出御し、御湯殿の事（潔斎）を女中（女官）奉仕により行い、御祭服（男帝と形状に差異が無く、御釵子は改めず、御幞頭は無い）を着御する。次に御手水の儀をして、時刻になると廻立殿を出御して悠紀殿へ（摂政が裾を持ち従い）渡御し、神殿へと（摂政も）入って神膳の御供進をした。その後は廻立殿へと還り、身を清めて御召し替えの後に、主基殿へと渡御。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神饌（御膳）を供進し、終えると廻立殿を経て戻った。

㊲同年11月９日、解斎の御手水と御粥を供す、御粥の陪膳は蔵人頭左大弁中御門俊臣。左京大夫中臣季忠が鎮祭し、大嘗宮・廻立殿を壌却した。辰日悠紀節会を行う。出御はなかったが、「こそでかつぎ（小袖被衣・小袖を頭から被る形、内々の意）」での御上覧があった。

㊳同年11月10日、巳日（主基節会）を行うが出御なく、清暑堂御神楽にも出御はなかった。

㊴同年11月11日、豊明節会を行い、出御はなかったが「こそでかつき」での御上覧があった。大歌所を再興した（別当権大納言清水谷実栄）。

㊵同年11月13日、大祀（大嘗祭）の「無為」に遂行できた賀を申し上げる。寿詞奏上を賞して祭主藤波季忠が正四位下に叙され、また吉田兼雄は大嘗祭三ヶ度の勤仕によって直衣を聴された。

㊶同年11月18日、摂政近衛内前以下の大嘗祭への出仕者に酒饌を賜う。

㊷同年12月１日、御禊から11月30日の晩に至った禁裏御神事は、この日の朝に「御解斎」となり、国司ほか卜合の人々・検校行事もまた同じ。仏事や鐘撞もこの日の夜より解禁となった。

㊸同年12月12日、大嘗祭をするすると済ませられたことにより、泉涌寺の桜町院方へ、御せう（焼）香と御花を大すけ（大典侍、女官の称）に参上させる。

㊹同年12月19日、将軍徳川家治より、大嘗祭の無事の斎行を祝して使者が派遣され贈り物が献上された。よって、清涼殿にて関東使越前守六角広孝に謁見を下した。

5　後桃園天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[39]

後桃園天皇〔宝暦８(1758)年－安永８(1779)年〕、在位〔明和７(1770)年－安永８(1779)年〕

【摂政】近衛内前　【伝奏】前大納言万里小路政房　【奉行】〈職事〉頭弁(蔵人頭左大弁)柳原紀光

【検校】権大納言久我信通、権中納言日野資枝、参議持明院宗時

【行事】［弁］〈悠紀〉右中弁烏丸光祖→権右中弁勧修寺経逸、〈主基〉蔵人右中弁日野資矩

［史］〈悠紀〉右大史虫鹿(小槻)為秋、〈主基〉右少史山口(安倍)盛明

【伯】資顕王　【中臣】祭神祇大副主藤波季忠　【宮主(卯日)】(卜二位)正二位神祇権大副吉田兼雄　※兼隆は正三位侍従神祇権大副

【小忌】権大納言民部卿油小路隆前、権中納言広橋伊光、参議左衛門督上冷泉為泰　【卜合】少納言伏原宣光

【大忌】権大納言飛鳥井雅重、権中納言正親町公明

---

①明和７（1770）年11月24日、伯母・後櫻町天皇の譲位により**受禅の儀**を行う。

②明和８（1771）年４月28日、紫宸殿に於いて即位の礼を行う。

③同年６月３日、大嘗祭をこの年の冬11月に行うべく治定する。

④同年９月８日、大嘗会国郡卜定を行う。悠紀は近江国甲賀郡に、主基は丹波国船井郡となる。また検校公卿と悠紀・主基の行事等を定める。上卿は内大臣左大将一条輝良、奉行は頭弁柳原紀光。大嘗会の「風俗」ならびに「屏風」の和歌を言い付ける。

【神祇官】神祇権大副吉田兼隆、宮主権少副吉田兼彦、権少副五位中臣矩守、権大祐卜部雄成、権大祐卜部隆恭（泰）、

⑤同年９月10日、近例に従い行事史生〈右史生神祇大祐山口（紀）春昌〉館辺にて、大嘗会行事所始があった。

⑥同年９月19日、所労の烏丸光祖に代わり、勧修寺経逸が悠紀行事弁となる。

⑦同年９月27日、荒見河祓を行う。

⑧同年10月29日、内裏の清涼殿昼御座にて大嘗会御禊が行われる。奉行は頭弁柳原紀光。

【神祇官】祭神祇大副藤波季忠、宮主権少副吉田兼彦、大祐山口（紀）春昌

大嘗祭・来たる（11月）19日は神事のため、僧尼と重軽服（服忌者）、不浄輩の来入を止める。

⑨同年11月１日、忌火御飯を供す、陪膳は蔵人頭右中将鷲尾隆建。南殿前庭で大嘗宮の造立が始まる。

⑩同年11月２日、大嘗会の悠紀・主基「風俗」ならびに「屏風」の和歌を聞召す。

⑪同年11月３日、大嘗会由奉幣使（大事に先立ち天皇の幣帛を奉る使者）を、伊勢神宮及び石清水（八幡宮）と賀茂下上社へと発遣する。上卿は内大臣左大将一条輝良、奉行は頭弁柳原紀光。

【奉幣使】〔伊勢〕伊勢神祇大宮司少副大中臣（河辺）長堯　〔石清水〕権大納言飛鳥井雅重　［次官］大原重尹

〔賀茂〕権大納言大炊御門家孝　［次官］船橋則賢

⑫同年11月15日、大嘗祭の習礼を行う。摂政近衛内前が事々申し入れ、伝奏・奉行が伺候した。

⑬同年11月19日卯、**大嘗祭を行う**。帛御衣にてまず廻立殿へと出御、御浴殿の事（潔斎）を行い、御祭服を着御する。次に御手水を訖ると刻限に廻立殿を出御し、悠紀嘗殿へと入御。天皇の褐を取る摂政も御悠紀嘗殿に入った。開門し悠紀風俗が奏される。神饌を供え、これを撤すると、その後は廻立殿へと還御する。身を清めて御召し替えの後に、主基殿へと御す。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神饌を供え、撤し終えると廻立殿に還御して帛御衣に改め、御本殿へと還御した。

⑭同年11月20日、辰日節会を行い、出御する。

⑮同年11月21日、巳日節会を行い、出御する。清暑堂御神楽が行われた。

⑯同年11月22日、豊明節会を行い、出御する。

6　光格天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[40]

光格天皇〔明和８（1771）年－天保11（1840）年〕、在位〔安永８（1779）年－文化14（1817）年〕

【関白】九条尚実　【伝奏】前大納言中山愛親　【奉行】頭弁（蔵人頭右大弁）坊城俊親→頭中将（蔵人頭右中将）園基理

【検校】権大納言松木宗美→権大納言花山院愛徳、権中納言日野資矩、宰相中将（参議右中将）庭田重嗣

【行事】［弁］〈悠紀〉蔵人左中弁清閑寺昶定→左少弁柳原均光、〈主基〉蔵人右中弁勧修寺良顕→蔵人権右中弁広橋胤定

［史］〈悠紀〉左大史壬生（小槻）敬義、〈主基〉右少史村田（高橋）時春

【伯】白川少将資延王　【中臣】従二位藤波季忠、祭神祇大副主藤波寛忠、河辺長都（神祇権少副皇太神宮司同長堯の子息）

【宮主（卯日）】権少副淡路守吉田良久（上北面）

【卜部】権少副吉田良保、卜部権大祐鈴鹿光庸、卜部権大祐同定真、検知卜部土佐守同隆冬、検知卜部陸奥介同種徳

【小忌】権大納言鷲尾隆建、権中納言広幡前基、参議中将千種有政　【卜合】少納言大内記高辻福長、侍従東久世通正

【大忌】権大納言花山院愛徳、権大納言民部卿上冷泉為泰、権中納言醍醐輝久、権中納言日野資矩、宰相中将庭田重嗣

---

①安永８（1779）年11月25日、後桃園天皇の崩御により**践祚の儀**を行う。（以降、諒闇）

②安永９（1780）年11月11日、朱雀門代にて後桃園天皇の諒闇竟大祓が行われ、御禊を行う。

③同年11月17日卯、新卜二位吉田良倶が神祇官代（里亭・崇源殿）で新嘗祭御祈を行う。奉行は右少弁万里小路文房。

④同年12月４日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。

⑤天明元（1781）年11月17日、吉田新二位（良倶）が新嘗御祈を行う。奉行は万里小路文房。

⑥天明２（1782）年11月22日、卜二位吉田良倶が新嘗御祈を勤修。奉行職事は蔵人左少弁清閑寺昶定。

⑦天明４（1783）年10月16日、朱雀門代にて盛化門院（後桃園天皇の女御・近衛維子、光格天皇の養母）の諒闇竟大祓が行われ、御禊を行う。

⑧同年11月16日卯、観修・吉田新二位が新嘗御祈を行う。奉行は頭弁坊城俊親。
⑨天明５（1784）年11月21日卯、観修・吉田新二位（良倶）が新嘗御祈を行う。翌22日朝まで神事。奉行は左少弁勧修寺良顕。米粟神饌料を16日に吉田社へ持ち遣わす。翌朝、御神事（神斎）を解く。
⑩天明６（1785）年11月１日、忌火御飯を供し、朔旦冬至・旬之儀が再興される。出御があった。
⑪同年11月13日、神祇官で新嘗祭卜定を行う。行幸がなく近衛府は卜合するに及ばず。
⑫同年11月21日卯、神嘉殿代（宜陽殿等）に於いて、安永８年以後行われていなかった新嘗祭を行う。行幸はなかった。奉行は園基理。
⑬同年11月22日、豊明節会を行い、出御する。
⑭天明７（1786）年４月28日、大嘗会の国郡卜定を行う。悠紀は近江国滋賀郡、主基は丹波国氷上郡となる。大嘗会検校と悠紀・主基行事等を定める。上卿は右大臣一条輝良（内大臣近衛経熙の所労につき）、奉行は坊城俊親。
【神祇官】卜部新二位吉田良倶、宮主権従四位少副下同良久、中臣（河辺）長都（長堯の子息）、権大祐五位卜部光庸、権大祐五位同定真
⑮同年５月26日、大嘗会行事所始の日時を定める。上卿は検校権大納言花山院愛徳、奉行職事は頭弁坊城俊親。行事官を以て行事所となし、清閑寺昶定・広橋胤定以下の行事官が参向した。
⑯同年９月５日、帛御服と御祭服以下の色目を治定する。
⑰同年９月18日、近代退転していたが今度の再興により、抜穂使を悠紀・主基両国へと進発・下向させる。中臣・卜部が参向し、当月30日に荒見河祓を行うとした。
⑱同年９月29日、抜穂使が行事所に帰着する。
⑲同年９月30日晦日、悠紀・主基行事（弁）が参向し、神谷（紙屋）川で荒見川（河）祓を行う。
⑳同年10月９日、大嘗祭につき、聖忌日11月9日のひと月前に後桃園天皇の御法事を行う。
㉑同年10月24日、大嘗祭につき、伊勢（両宮）、多賀（尊勝院）、熱田、南都（春日社・冨田三位・中臣常陸介）に御使を出す。
㉒同年10月30日、大嘗会御禊のため、内裏の清涼殿昼御座に出御する。次第は関白が作進、奉行は園基理。以降、禁中は御神事中につき、仏寺鐘類は停止し、僧尼不浄之輩の築地の内への往反を止める。ただし、僧体の輩（医師の類）が俗体を容作（かたちづく）り隠密に徘徊することは憚らず。また重服者の往反は、先例も多く憚るといえども今度は強いて憚らずとされた。ご神事中は無難につき音楽も憚るとの命が出たが、御遊稽古はこれを憚らない。
㉓同年11月１日、卯刻より大嘗宮の造立始があり、南殿西より第二ノ間御格子を上げておく旨を、大嘗会伝奏前大納言中山愛親から番頭へと仰せ渡す。辰刻に忌火御飯の供進のため出御、陪膳は園基理。悠紀・主基行事（弁柳原均光・弁広橋胤定）よりそれぞれ大嘗会の「屏風」本文（悠紀・高辻福長撰進、主基・五条為徳撰進）および「風俗屏風」等の和歌の御奏進（悠紀方は日野資矩、主基方は広橋胤定等）がある。
㉔同年11月５日、大嘗会由奉幣使を伊勢神宮及び石清水と賀茂両社へと発遣。これ以前に出御の上、日時の定があり、使者の御定があった。上卿は右大臣近衛経熙、奉行は園基理。次官は社頭へは参向せず。
【奉幣使】〔伊勢〕従二位藤波季忠　〔石清水〕権大納言鷲尾隆建　〔次官〕左兵衛権佐堤広長
〔賀茂〕権中納言甘露寺篤長　〔次官〕民部権大輔五辻尚仲
㉕同年11月８日、神祇官代に於いて大嘗会小忌卜定を、軽服中の侍従三位吉田良連が勤める。
㉖同年11月13日、大嘗会御伝授につき、仙洞御所（後桜町院）が（禁裏へ）行幸する。
㉗同年11月23日、大嘗祭主上（光格天皇）御習礼を行う。
㉘同年11月27日卯、**大嘗祭を行う**。清涼殿朝餉間にて帛御服を著御した天皇は、まず廻立殿へと出御し、御湯殿の事（潔斎）を小忌の供により行い、御祭服を着け、御手水を召す。次に御嘗殿（悠紀殿）へと渡御、神殿へと入御して神膳の御供進をした。関白は渡御に扈従するも神殿には入らず。その儀が終わると廻立殿へと還御し、身を清めて御召し替えの後に、主基殿へと渡御。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神饌（御膳）を供進し、終えられると廻立殿を経て戻った。
㉙同年11月28日、朝、「中臣」祭従三位寛忠が大嘗宮・廻立殿壌却の鎮祭を訖える。主水司、解斎御粥を供す。辰日（悠紀）節会を行い、出御した。
㉚同年11月29日、巳日節会を行い悠紀帳に出御。清暑堂御神楽が行われ内々に出御した。
㉛同年12月１日、豊明節会を行い、出御した。
㉜同年12月７日、大嘗会御調度（屏風）を悠紀方・主基方の順に御覧になった。
㉝天明８（1788）年11月21日卯、卜二位（良倶）謹修にて新嘗御祈を行う。奉行は広橋胤定。
㉞天明９〔寛政元〕（1789）年11月21日卯、吉田殿（神祇官代）に於いて新嘗御祈を謹修する。奉行蔵人は左少弁柳原均光。

7　仁孝天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[41]

仁孝天皇〔寛政12(1800)年－弘化３(1846)年〕、在位〔文化14(1817)年－弘化３(1846)年〕

【関白】一条忠良　【伝奏】前大納言日野資矩　【奉行】〈職事〉頭弁(蔵人頭/左大弁)坊城俊明

【検校】権大納言大炊御門経久、権中納言庭田重能、参議日野西延光

【行事】[弁]〈悠紀〉蔵人左中弁勧修寺経則、　〈主基〉蔵人右中弁広橋光成

[史]〈悠紀〉左大史主殿頭壬生(小槻)以寧か、　〈主基〉右大史治部大丞山口(紀)行厚か[42]

【伯】資延王　【中臣】神祇大副正二位藤波寛忠、祭主権大副藤波光忠　【宮主代(卯日)】侍従権大副吉田良長

【小忌】権大納言権広幡経豊、権中納言小倉豊季、参議裏松明光　【卜合】少納言伏原宣明、侍従飛鳥井雅久

【大忌】権大納言大炊御門経久、権大納言花山院家厚、権中納言院別当庭田重能、権中納言中院通知、参議日野西延光

---

①文化14(1817)年３月22日、父・光格天皇の譲位により清涼殿に於いて**受禅の儀**を行う。
②同年９月21日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。
③同年11月16日卯、神嘉殿に於いて新嘗祭御祈を行い、直後に御神事（神斎）を解く。行幸・出御はせず。
④同年11月17日、豊明節会を行うが、出御はなかった。
⑤同年４月22日、改元が行われ、４日後の26日に改元の詔書覆奏があった。
⑥文化15（1818）年４月24日、国郡卜定を行う。悠紀は近江国滋賀郡、主基は丹波国桑田郡として、また検校・行事等の職事に関して仰せ出す。上卿は左大臣近衛基前、奉行は頭弁坊城俊明。
⑦文政元（1818）年５月28日、行事所始の日時を定める。上卿は権大納言大炊御門経久。
⑧文政元年８月５日、抜穂使に関連して、近江国滋賀郡松本村は当月20～30日、丹波国桑田郡鳥居村は当月22、23日頃が旬である旨が、それぞれ代官から豊後守の切紙を通じて、武家伝奏の山科忠言方へと知らされる。８日には関白へ、９日には大嘗会伝奏へと伝えられた。
⑨同年８月15日、荒見川祓の日時の「勘文（上申書）」の「奏聞」（奏上）の儀が勧修寺経則よりある。終わると史へと（指示が）下された。
⑩同年８月23日、（大嘗会）伝奏より悠紀・主基両国の斎田の内見を翌９月４日・７日に行うことの差支えの有無の尋問（問い合わせ）が武家伝奏の山科忠言にあり、豊後守へと尋ね置く。差し支えないとの答申が同月29日にあった。
⑪同年９月２日、８月に行事官より大嘗会伝奏日野資矩にあった抜穂使の用品（竹、箕、筵）に関する申立（要請）を、伝奏の資矩が禁裏の当番に面会して仰せ渡し、御賄頭に申達された。
⑫同年９月20日、抜穂使が悠紀・主基両国へと発遣され、当月26日に帰京した。
⑬同年９月21日、紙屋川に於いて荒見川祓を行い、先例の通り、行事弁（勧修寺経則･広橋光成）以下、録事･諸司が参向した。
⑭同年10月２日、大嘗祭につき御使を出し、伊勢（両宮）、多賀尊勝院、熱田社に臨時御祈禱を仰せ付ける。
⑮同年10月６日、大嘗祭につき鞍馬月性院、愛宕長床坊、竹田不動院、北野妙蔵院に御祈禱の使を申し渡す。
⑯同年10月10日、大嘗祭につき上賀茂、下鴨、平野の諸社寺へと御祈禱の使を申し渡す。
⑰同年10月13日、大嘗宮の立柱上棟につき、資材の搬入のため、伝奏・奉行衆から平唐門左腕門等の開門が命じられ、御附衆（の武家）へも書面にて申達された（申渡と申届は９月４日に行う）。
⑱同年10月15日、大嘗宮の立柱・上棟が済む。
⑲同年10月20日、大嘗祭につき伊勢（両宮）、多賀尊勝院に、当月26日から翌11月22日までの御祈禱を仰せ付ける。
⑳同年10月22日、大嘗祭につき熱田社に26日から翌11月22日までの御祈禱を仰せ付ける。
㉑同年10月23日、大嘗会御神事中、「御黒戸」（黒戸御所に収められている仏事関連の器物）長持３棹を御寺御所（大聖寺）へと預ける。
㉒同年10月24日、大嘗祭につき、八幡田中坊（石清水社）、南都（春日社）に当月26日から翌11月御当日（22日）までの、御祈禱を仰せ付ける。
㉓同年10月25日、大嘗祭につき、上賀茂、下鴨、稲荷、松尾、平野の各社へ当月26日から翌11月22日までの、御祈禱を仰せ付ける。
㉔同年10月29日、内裏の清涼殿昼御座に出御して、大嘗会御禊を行う。御贖物・御麻等を陪膳の中臣女貞子が天皇に供し、（御禊が）訖わると入御した。奉行は坊城俊明。
㉕同年11月１日、卯刻、忌火御飯の供進のため出御。陪膳は坊城俊明。

㉖同年11月５日、大嘗会由奉幣（伊勢神宮・石清水・賀茂下上社）の発遣日時と使者を定める。
㉗同年11月８日、大嘗会由奉幣使の発遣が行われる。上卿は内大臣左大将二条斎信、奉行は園基理。
【奉幣使】〔伊勢〕祭主藤波光忠　〔石清水〕権大納言中山忠頼　［次官］左兵衛権佐裏松恭光
〔賀茂〕権中納言小倉豊季　［次官］左衛門佐富小路政直
㉘同年11月10日、仙洞御所（光格上皇）が（禁裏へ）御幸し、大嘗会神饌（供進作法）を御伝授。
㉙同年11月13日、神祇官代に於いて大嘗会（小忌の）卜定を行う[43]。
㉚同年11月17日、光格上皇も行幸し、天皇が大嘗宮嘗殿、廻立殿、南殿に出御の上、御習礼を行う。関白は（悠紀殿主基殿）両役に供奉。大嘗会伝奏の日野資矩等は（天皇の）御後に伺候した。
㉛同年11月21日卯、**大嘗祭が行われる**。光格上皇が（禁裏へと）行幸する。南殿を経て、天皇はまず廻立殿へと出御する。御湯殿事（潔斎）をし、御祭服を着御する。次に御手水の儀を済ませ、時刻になると廻立殿を出御して大嘗宮へと渡御した。大嘗宮の悠紀嘗殿へと入るが、関白は戸外に伺候して神殿内には入らず。殿内に於いて神膳を供進する。この間、悠紀国風を奏した。供進が畢わり、宮主が祈り申し、神膳を徹すると、その後は廻立殿へと還御、身を清めて御召し替え（祭服は易えても御幞頭は改めず）。御手水の後に、主基嘗殿へと遷御する。主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神膳を供進し、この間、主基国風を奏する。（宮主が祈り申し、神膳を徹し）了えると廻立殿へと還御、御服を易えて後房へと遷御した。
㉜同年11月22日、解斎御粥を供す[44]。辰日節会を行い、出御する。光格上皇も行幸した。
㉝同年11月23日、巳日節会を行い、出御する。光格上皇も（禁裏へと）行幸した。清暑堂御神楽を行うが、出御はなかった。
㉞同年11月24日、豊明節会を行い、出御する。光格上皇も（禁裏へと）行幸した。
㉟同年11月27日、悠紀・主基両所の御調度を御覧じた。
㊱同年12月９日、御寺御所へと預けた「御黒戸」を御取戻す。
㊲文政２（1819）年閏４月23日、内々に能を御覧じて、あわせて大嘗会後の内々の御祝とした。
㊳同年５月18日、大嘗祭の無異の遂行を御祝いし、両役組合の諸臣（関白、三公、両役、院両役、当夜参役輩、御屏風和歌詠進、同清書、岡本文作進、御服調進、一会伝奏、奉行職事、早参職事）を召し、酒饌を賜わった。

8　孝明天皇御代の大嘗祭関係の神事・行事等[45]

孝明天皇〔天保２(1831)年－慶應２(1866)年〕、在位〔弘化３(1846)年－慶應２(1866)年〕
【関白】鷹司政通　【伝奏】権大納言中山忠能　【奉行】頭弁(蔵人頭右大弁)坊城俊克→頭弁(蔵人頭右中弁)日野資宗
【検校】権大納言広幡基豊、権中納言姉小路公遂、参議水無瀬有成
【行事】［弁］〈悠紀〉右中弁裏松恭光、〈主基〉権右中弁柳原光愛
［史］〈悠紀〉右大史村田(高橋)春芳、〈主基〉右大史山口(紀)厚生[46]
【伯】資敬王　【中臣】祭主神祇大副藤波教忠　【宮主(卯日)】侍従神祇権大副吉田良芳
【小忌】権大納言久我建通、権中納言大炊御門家信、参議右大弁甘露寺愛長
【大忌】権大納言広幡基豊、権大納言柳原隆光、権中納言姉小路公遂、権中納言桑原為顕、参議水無瀬有成
【卜合】少納言伏原宣諭、少外記中原昌言[47]、侍従櫛笥隆韶

---

①弘化３（1846）年２月13日、父・仁孝天皇の崩御により、清涼殿代（修復中・小御所）に於いて**践祚の儀**を行う。（以降、諒闇となる）
②弘化４（1847）年２月28日、仁孝天皇の諒闇竟大祓を行った。
③同年９月23日、紫宸殿に於いて**即位の礼**を行う。
④嘉永元（1848）年４月24日、大嘗祭の国郡卜定を行う。悠紀は近江国甲賀郡、主基は丹波国桑田郡と定める。上卿は内大臣左大将鷹司輔熙、奉行は坊城俊克。上卿から天皇へ、検校・行事等の職事に関する奏上があった。
⑤同年５月18日、陰陽頭土御門(安倍)晴雄の択申に基づき、東庁代に於ける大嘗祭行事所始の日時定がある。臨時除目、叙位も行われる。上卿は権大納言広幡基豊（検校）、奉行は坊城俊克。悠紀所・主基所の主典代が４名ずつ任じられた。

⑥同年８月22日、神祇官差文等による荒見川祓・抜穂使進発の日時の「奏聞文」、ならびに神祇官差文、大嘗宮造立の点地・日時、抜穂使帰京の日時の「上宣文」を御覧に入れる。
⑦同年９月29日、荒見川祓を行う。
⑧同年10月29日、朝から神斎。御手水後に清涼殿昼御座に出御し御禊を行う。奉行は日野資宗。
【神祇官】祭主・神祇大副藤波教忠、宮主権少副吉田良祥
⑨同年11月１日、寅一点、忌火御飯の供進のため出御。大嘗祭式（大嘗祭の式次第）および、御挿頭花洲濱本文、御屏風の本文、悠紀・主基両所の「風俗」および「屏風」の和歌等の文書を、奏上して御覧に入れる。
⑩同年11月４日、悠紀・主基両所「屏風」の和歌、本文を右兵衛督持明院基延が清書する。天皇は出御し小御所に於いて御覧じた。
⑪同年11月８日、関白鷹司政通第（邸）に於いて、清暑堂神宴拍子合の儀を行った。
⑫同年11月９日、大嘗会由奉幣（伊勢神宮・石清水・賀茂下上社）の発遣日時とその使者を定める。発遣の儀が行われた。上卿は右大臣近衛忠熙、奉行は日野資宗。
【奉幣使】〔伊勢〕祭主藤波教忠　〔石清水〕権大納言久我建通　［次官］出雲権介日野西延栄
〔賀茂〕権中納言徳大寺公純　［次官］左京権大夫石山基文
⑬同年11月14日、神祇官代に於いて大嘗会（小忌）卜定が行われる。
⑭同年11月16日、右大将一条忠香の持参した同家伝来の「大祀神饌文書」を御覧じる。
⑮同年11月17日、大嘗祭の御習礼を行う。
⑯同年11月21日、**大嘗祭を行う**。帛御服を着御した天皇は、まず廻立殿へと出御し、主殿寮が小忌御湯を供して御浴の事があり、身を清めて御祭服を着御。次に御手水を供し、時刻になると廻立殿を出て悠紀嘗殿へと渡御。関白は神殿に入らず戸外に伺候した。神殿外では悠紀国風、風俗歌が奏され、亥一刻に神膳を供す。供進の儀が畢り宮主が祈申し上げると、神膳を撤し、その後は廻立殿へと還御。悠紀と同じように御湯殿の事をして御祭服を御召し替えの後、御手水を供した。刻限に廻立殿を出て主基嘗殿へと渡御。神殿外では主基国風が奏され、主基殿にて悠紀殿の次第と同じく神膳を供す。後に神膳を撤し終わると廻立殿に還御し、御服を易えると、後房へと還御した。
⑰同年11月22日、解斎御粥を供す。辰日節会を行い、出御した。
⑱同年11月23日、巳日節会を行い、主基御帳に出御した。節会の了後、清暑堂代（後房南廊）に出御して御遊具を召され、了ると入御し、次に神楽が行われた。
⑲同年11月24日、豊明節会を行い、出御した。
⑳同年11月27日、悠紀・主基両所の御調度を御覧になった。悠紀行事左中弁裏松恭光、主基行事権右中弁柳原光愛等が相具（付き従う）した。先ず悠紀御調度の御挿頭花、本文御屏風、和歌御屏風、軟障等を清涼殿の朝餉（間の）簀子前に置き、天皇が朝餉御座に出御すると、恭光が目録を奏上した。天覧が畢ると撤却し、並び置いた主基方御調度を御覧じた。光愛が参進して目録を奏上、畢ると天皇は入御した。両行事弁は目録を源常徳（小笠原伯行）に下し、能殿に納める旨を命じた。
㉑嘉永２（1849）年２月10日、年頭と大嘗会御祝儀として、女御年頭（入内）御使も兼ね、勅使として両（武家）伝奏の権大納言三条実万と前大納言坊城俊明を関東（江戸）へ参向させる。同月14日に発駕し、翌３月20日に帰京した。
㉒同年閏４月11日、昨年の大嘗祭を無為（無事）に遂げた御内祝とし、御学問所に出御する。先ず（武家）伝奏両人が天顔を拝し、次に六位蔵人・堂上の卯日参仕の輩（諸臣）が天顔を拝して、了ると入御した。その際、堂上輩に酒饌茶菓を賜った。後に再度出御し、宴を賜った。
㉓同年閏４月23日、大嘗会と入内等の御祝儀として、能を御覧じた。

５．近世大嘗祭儀・行事の次第・運営に関する検討と分析

近世大嘗祭の全８度に於ける概要は、凡そ「近世大嘗祭儀・行事一覧」（以降「一覧」）により整理・把握できたと思われる。ここからは、「一覧」にみた近世大嘗祭儀・行事の次第と運営に関する検討・分析を進め、その様相を読み解くことで、実態の講究を試みたい。なお紙幅の都合上、項目を僅かに絞り、本稿では次第・運営に留めて論じるものとする。分析に当たっては、「一覧」に対応する形で各度の大嘗祭を1～8にて表記した。

1）大嘗祭の日取

まず、近世大嘗祭の日取であるが、諸祭儀・行事には陰陽頭や神祇官による勘文（諮問に対する答申書）の奏聞を経て定めるものがあり、御代ごとに若干の変動がみられた。対して天皇自らの神饌供進儀礼、いわゆる大嘗祭（会）・卯日神事の日取は、下記の通りである[48]。

1　東山天皇 貞享４年11月16日辛卯	2　桜町天皇 元文３年11月19日丁卯
3　桃園天皇 寛延元年11月17日丁卯	4　後桜町天皇 明和元年11月8日乙卯
5　後桃園天皇 明和８年11月19日乙卯	6　光格天皇 天明７年11月27日辛卯
7　仁孝天皇 文政元年11月21日乙卯	8　孝明天皇 嘉永元年11月21日辛卯

近世大嘗祭は、4後桜町天皇御代を除くと、原則として11月中旬から下旬にかけての卯日に斎行されたことが見て取れよう。祭日に相違が生じた理由については、近世中期の公卿・広橋兼胤の日記『八槐記』に詳しい[49]。同書に拠れば、明和元年度の大嘗祭に際し、上古には女帝の大祀の斎行例が５度あり、明正天皇は途絶期間であったため、（平安期以降では初の女帝であるが）後桜町天皇の斎行に異論は無かった。ところが、「登極（即位礼）」とは異なり大嘗祭は祭祀のため、神慮を恐れ、もし「御月障（月経）」が重なった場合にはどうするかを考える必要があった。「一覧」からは各度、11月１日以降は神斎（神事に向けての斎戒）に入るため、宮中より服喪者と月経の女性を退出させたことが判る。大嘗祭という天皇自らが神と相対する祭祀に於いては、女帝もまた、血忌を避けての斎行を要したのである。

そこで、同年８月１日に摂政・近衛内前が諸臣に対し、大嘗祭を11月8日に斎行する旨を告げた。理由として「卯有二三ヶ日一之時用二中卯一、有二二ヶ日一之時用二後卯一、雖二定儀一今度先被レ行二初卯八日一、是若有二月水御障一之時可レ被レ行二後卯廿日一爲也（返り点は筆者による）」とあったという。よって大嘗祭の祭日には、卯日が初後２回の場合は後卯日、上中下３回の場合は中卯日とする定儀がある点や、今度は支障のない斎行のために先ずは初卯８日を祭日と定めておき、「月水御障」によっては後卯20日に行うように検討した点が窺い知れる。先例や規定を鑑みて重視しつつも、近衛内前以下の公卿の配慮にみたように、斎行に向けて万全を期し、無為の遂行に向けて尽力していた姿勢がはっきりと見えてこよう。

2）全体の次第・流れ

近世大嘗祭の主要な祭儀・行事の次第と流れは、「一覧」より下記のように整理できる。

（1）国郡卜定および検校以下、悠紀・主基両方の弁・史等の行事官の定、（2）大嘗会行事所始、（3）悠紀国・主基国へ抜穂使の発遣、（4）荒見川祓、（5）大嘗会御禊、（6）大嘗宮の造立始、（7）伊勢神宮及び石清水八幡宮、賀茂御祖神社・賀茂別雷神社への大嘗会由奉幣使の発遣、（8）御習礼（儀式次第の予習）、（9）小忌の卜定（奉仕者の決定）、**（10）大嘗祭**（卯日神事）、（11）辰日節会、（12）巳日節会、（13）豊明節会、（14）御祝儀（御内祝）

諸祭儀・行事のうち（6）～（9）については、各度で順序に若干の入れ替わりがあった。また、桜町天皇の御代に（11）（12）の節会は再興をみたので東山天皇御代を除くが、上記の（1）～（14）が、一連の近世大嘗祭を構成する主な祭儀・行事と考えられる。このうち、（4）荒見川祓は平安末期より斎行の確認できる祓儀であるが、委細は別途論じているので参照されたい[50]。近世には京都・北野に神饌・奉献品調進のための斎場を設けず、調度・設えの弁備等を除けば、貞享度から嘉永度に至る近世大嘗祭の次第･流れは、先に整理した古代･

中世と概ね通じており、大きく相違するものではなかったと判断できよう。

ところで、研究史の整理でも触れたように、天明度に際しては右大臣一条輝良の日記より、貞享度以来の形式を否定し、貞観・延喜等の式を志向した動きがあったと指摘される。しかしながら、御禊行幸や鎮魂祭は天明度以降も実施されるには及ばず、貞享度以来の次第も概ね古制に通じているように見受けられるが、では一体、輝良にみた光格天皇の古儀復興の意向は、諸祭儀・行事次第のどういった事項の変更（改正）に具現化したのであろうか。

一覧を概観すると、次第としては国郡卜定の斎行時期に大きな変更点があったといえる。即ち、天明度以前の1～4は８月中旬から下旬に、5は９月上旬に国郡卜定を行っている。特に天明度直前の5の明和８年度に関しては、行事所始も９月中旬近くとなり、抜穂使の発遣には至らなかった。対して、天明度以降の国郡卜定は４月～５月の実施であり、それに伴い行事所始の時期も以前と比べて繰り上げられ、抜穂使の発遣も再興された。大嘗祭を象徴する祭儀・行事の一つとして、国郡卜定や抜穂使が重視されたことに因るものか。

古制に倣うとした変更の基点ともいうべき天明度の国郡卜定は、所労の内大臣近衛経熙に代わり、輝良が上卿を勤めていた。輝良が「不宜」とした「貞享以来之形」とは特定の次第を指すのでなく、あるいは明和８年度の例のように、諸祭儀・行事の実施が場合によっては叶わなくなってしまうような、近世的大嘗祭の在り方そのものを否定したのかも知れない。

３）運営を担う人々

次第に続き、近世大嘗祭の運営の主体を取り上げる。古代大嘗祭では、検校の統括下で、弁・史以下の行事官を中心に実務が遂行された。その後、室町中期までには蔵人や奉行・伝奏も重要な役割を果たしていたが、近世の運営組織はどのような構成であったのだろうか。

〈1〉大嘗会伝奏と大嘗会奉行

「一覧」によれば、近世大嘗祭の運営主体も検校・行事官であり、行事官の構成も古代・中世と同様であった。一方で、近世の検校は重職ではあるが大嘗祭の運営責任者との位置付けではなく、各式次第の点検・校正を主な職務とし、荒見川祓儀の上卿を勤めていた。

従前の検校に代わり大嘗祭全体を統括・指揮した、運営実務の責任役といえるのが、大嘗会伝奏と同奉行である。中世の大嘗祭に於いても祭儀・行事の運営に当たる伝奏や奉行の存在は確認できるが、近世の両職は位置付けを異にした。まず、近世の大嘗会伝奏と同奉行は、個別の行事に際して置かれるのではなく、各度の大嘗祭全体を通じて任じられた役職である。人員は各１名であり、伝奏は概ね大納言経験者か現任の大納言が任じられ、同奉行は職事の「頭弁」か「頭中将」という、２名いる蔵人頭のどちらかが任じられた。近世の大嘗祭は各度、伝奏と奉行へ実施を命じるところから始められたようにも見受けられる。

伝奏と奉行は協力して祭儀・行事の日程を各方面と調整し、行事官を始めとした宮中の官人・役人を取り仕切り、或いは必要な物品・資材や人員を手配・交渉するなどしたことが史料より知れる[51]。なお、大嘗祭に関連した個別の祭儀・行事に於いては筆頭の公卿が上卿として事に当たったが、奉行も運営に携わり、諸事を差配していた。両職は近世の大嘗祭運営実務の全般に携わる、必要不可欠な存在であった。責任を以て全体を把握させ、迅速な判断を可能とすることで、確実な遂行を期して設置されたものと考えられよう。

〈2〉行事官

国郡卜定の際には、弁・史を含む諸司の判官以上の官人８名が悠紀・主基の各行事官に任じられた。弁官には蔵人を兼ねた堂上家の、史以下には地下家の公家が任じられており、それぞれ運営・実務に従事していた。運営組織の行事所（大嘗祭の行事を取り仕切る場所）について、近世中期は古代のように内裏内の殿舎･庁舎を充てるのではなく、官掌･史生といった主典以下の行事官の館（邸宅）を以て設置していたことが「一覧」より窺い知れる。

行事官に任じられた朝廷の地下官人は平素、世襲する役職に応じて外記方（局務）･官方（官務）と蔵人方（出納）ほかに分けられ、外記方は大外記に、官方は左大史に、蔵人方は出納に管掌され、職務に従事した。局務と官務の両局の兼任はないが、大祀（大嘗祭）を円滑に遂行するためであれば、嘉永度の左大史壬生輔世による掃部頭の兼務のように、一時的とはいえ、平常とは異なる任用方法を以て両局の職務を兼ねる場合があったことも見て取れよう[52]。

〈3〉神祇官人と吉田家

大嘗祭に関連した祭祀儀礼・神事では、運営・実務に当たった公卿・官人といった公家以外に、古制に準じた祭祀の奉仕者として「中臣」や「卜部」役、「宮主（神事を司った神祇官人）」が置かれ、神祇官人が任じられた。祭祀の遂行には、専門知識・技能を有する神祇官人の果たす役割が小さくなかったのである。例えば、卯日神事を始め、諸祭儀に於ける中臣役は、神祇大副を兼任した神宮祭主・大中臣（藤波）氏や、神祇権少副を兼ねた神宮大宮司・大中臣（河辺）氏が勤めた。悠紀（辰日）節会に於ける天神寿詞の奏上や大嘗宮の壌却の鎮祭は中臣の職務とされ、藤波氏が勤めている。また、天皇の御禊に奉仕する「中臣女」は、平野社や春日社、神宮といった、中臣姓に在る神社祀職の子女が勤仕していた[53]。

また「宮主」と卜部役は、「宮主」に吉田氏が、卜部役には鈴鹿氏が任じられた。宮主として大嘗祭に勤仕した吉田家には、卯日の宮主を勤めた権大副家と、国郡卜定・御禊の宮主を勤める権少副家の別があった。権大副家は室町期に吉田神道を大成した兼倶の後裔で、吉田社の神主職に在り、神祇権大副（神祇官の次官）を世襲する公家（堂上・半家）でもあった。

卜部役の鈴鹿家は、神主・吉田家の家老を務めた同社の社家（吉田社祝）で、７軒あったという[54]。鈴鹿家は神祇大祐・少祐（判官）に任じられ、神祇官人としても勤仕した。

片や、神祇権少副の吉田家に関しては吉田社氏人、即ち神主家親類であり、卜部氏の氏の長者たる神祇管領長上が堂上の貴族なのに対し、氏人の当家は上北面を勤める地家官人であった[55]。参照のために系図を示すと、下記のようになる[56]。養子は点線で示した。

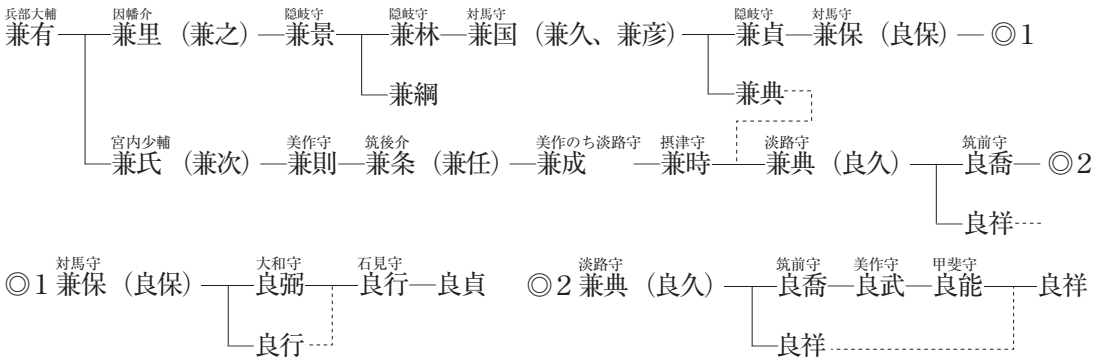

地下・少副の吉田家は、兼倶の叔父・兼香の孫である兼将（兼随）と、子の兼高（兼有の父）に始まる。兼将は兼倶の息子・兼致の養子となり、吉田を称する唯一の分家となった。兼有の次代に２軒に分かれ、兼里は非蔵人、兼氏は後陽成院の北面という[57]。以後、兼景・兼則・兼林・兼国・兼典は上北面に任じられた。一方で、歴代の多くが国郡卜定・御禊という重儀の宮主を預かり、天明度には淡路守良久が卯日の宮主代として大嘗宮内で奉仕するなど、神祇管領の氏人として祭祀儀礼の高度な知識・技能を有していたことが推察できる。

なお、天明度に良久が宮主代を勤仕したのは、天明７（1787）年８月20日に侍従権大副良具（兼隆）の父・良延（兼雄）が薨じ、翌々月の10月25日には末の男子が死亡したため[58]、良具と子息の侍従権大副良連（兼業）が共に忌服（服喪）につき、奉仕が叶わなかったことが要因と考えられる。よって家格・官職・位階でみれば、本家は元より、卜部分流の萩原や錦織、藤井の各家に及ばないが、大嘗祭への奉仕を鑑みると、権少副家は権大副家の不測の事態に対する備えというべき存在であった。室町後期に分家して以降も吉田氏を称し、「兼」や「良」を通字としたのは、神祇管領の代理を務め得る家筋との位置付けに因るものかも知れない。

〈４〉神饌の弁備とその料所

最後に、大嘗祭運営上の最重要事項の一つ、神饌の弁備・確保に携わった人々を中心に、その料所についても述べておきたい。天皇自ら供進される神饌用の新稲は、卜定した国郡内より収穫され、内裏へと持ち運ばれたが、このために発遣されたのが「抜穂使」である。

抜穂使の発遣に先立ち、事前の手配を大嘗会伝奏が担っていたことが「一覧」7の文政度の事例より窺える。具体的には、発遣のひと月以上前の８月５日、悠紀・主基両所の旬の時期が９月下旬頃であるとの旨が、それぞれ代官より「豊後守」の切紙を通じて、武家伝奏の山科忠言方へと知らされたため、８日に関白へ、９日には大嘗会伝奏の日野資矩へと伝えられた。その後23日には、斎田の内見を９月４日・７日に行うことの差支えの有無の確認が資矩から忠言にあり、忠言を通じて「豊後守」に尋ねたという。差し支えないとの答申が同月29日にあった。翌々日の９月２日、資矩は抜穂使に必要な物品を手配している。

上記のように、新稲の斎田に関する確認･調整は「豊後守」を介して行われたが、この「豊後守」なる人物は一体誰であろうか。関連史料より、幕府の禁裏附「曽我豊後守祐弼」であったと考えられる[59]。即ち、朝幕間の連絡・取次体制に従い大嘗会伝奏は、

大嘗会伝奏 ⇄ 武家伝奏	⇄	禁裏附 ⇄ 京都代官	（ ⇄ 在地の庄屋等）
朝 廷		幕 府	

こうした形により料所での神饌用の新稲の生育状況等を把握し、抜穂使の発遣時期の調整と、物品・人員の手配を進めた様子が確認できる。なお、全度の国郡は下記の通りである[60]。

【悠紀国郡】
- 近江国滋賀郡山中村 1
- 近江国滋賀郡松本村 2 3 4 7
- 近江国甲賀郡南土山村 5 6 8

【主基国郡】
- 丹波国桑田郡並河村 1 3 8
- 丹波国桑田郡鳥居村 2 7
- 丹波国船井郡西田村 4 5
- 丹波国氷上郡上田村 6

上記のうち、山中村は二条家領[61]、並河村は仙洞御料[62]であり、松本村[63]・南土山村[64]・西田村[65]・上田村[66]は幕府領、鳥居村は宝永２（1705）年以降は増分の禁裏御料であったという[67]。よって、近世大嘗祭に於ける神饌用の米・粟の新稲の料所は、近江・丹波両国内でも特に禁裏・仙洞御料や摂家領、幕府領であった村落の中から卜定され、調進されていたとわかる。並河村と鳥居村の状況は吉岡拓氏の研究に詳しく[68]、両村の事例の分析を通じて、卜定に先立ち京都代官所が斎田となる三間四方の田地の有無を候補地へと尋ねたことに始まる、文政・嘉永度の在地の状況を明らかにされている。在地では費用負担が大きな問題となり、斎田選定を辞そうとする動きもあったといい、宮中以外で大嘗祭の運営を支えた人々の一面が垣間見えよう。

６．おわりに　－近世大嘗祭の様相と特徴－

室町後期の途絶以来、困難な状況下で再興されるに至った近世の大嘗祭に焦点を当てて、本稿ではその次第･運営を中心に、神道史の立場より同祭の様相の検討と講究を試みてきた。まずは近世大嘗祭の全容を概ね整理・把握するための基礎作業として「近世大嘗祭儀・行事一覧」を作成し、近世に於ける全８度の大嘗祭の概要を示せたことから、同祭を考察し、検討する上での比較材料は提供できたように思う。一方で、紙幅の関係もあり、「一覧」に基づく分析は僅かな項目に留まったため、個別の祭儀・行事の式次第や作法、行事官以外の朝廷の公卿や官人・役人ほか江戸幕府の役人の役割など、触れ得なかった点はあまりに多く、それぞれをまた別の機会に論じるものとしたい。あわせて、本稿と「一覧」が近世大嘗祭研究の更なる進展に資すれば幸いである。

最後に、近世大嘗祭の様相と特徴について簡潔に整理し、本論のまとめに代えたい。

まず、祭儀・行事にみた次第・流れであるが、古代以来の形式が概ね継承されていたものと見受けられる。ただし、途絶以前に既に変容していたものもあり、あるいは幕府による支援を含めて財源にも限りがあったため、古代の様式そのものを実施したのではなく、飽くまで幕府の統制下にあるという朝幕関係を前提とした近世的秩序・枠組みの中で、先例と規定に基づき可能な範囲で斎行されたのである。そしてそれは、各度の天皇の意向に基づき、幕府の方針にも配慮しながら儀式等が順次再興され、近世を通じて拡充が図られていった。禁忌が服喪・血忌から仏穢まで徹底されていったのも、古儀を鑑みる中で神慮への配慮、即ち神祇・神霊に対する畏怖や敬意に根差した意識・心理が高まり、行動規範として具現化し、斎戒（神斎）が一層重視されるようになった結果であろう。

また、運営の主体であるが、こちらも検校をはじめ、弁・史以下の官人・役人から構成される行事官を一つの柱とする点では、古代以来の形式を受け継いでいたといえるが、運営責任者に相当する伝奏・奉行を新たに設置し、確実な遂行を期している。次第・運営ともに、古儀は尊重しつつも何より無為の斎行に重きを置いた点に、大嘗祭の近世的な様相がよく表れており、その特徴といえるのではないだろうか。

註

1　奈良前期に成立した「（養老）神祇令」に於いては、毎世（天皇の御代ごと）の「践祚大嘗祭」と毎年の「大嘗祭」の別があり、斎戒（浄めて忌み慎むこと）期間により、「践祚大嘗祭」を大祀、毎年の「大嘗祭」を中祀とする。（〔日本思想大系新装版〕『律令』井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫・岩波書店、2001年、213・214頁）。

また、平安中期の延長５（927）年成立の法制書（律令の施行細則）『延喜式』所載「四時祭上」でも、神祇令に定められた国家の祭祀の形式は凡そ受け継がれていたことが見て取れるが、毎年行う中祀を「新嘗祭」と称している（〔訳注日本史料〕『延喜式』上、虎尾俊哉編、集英社、2000年、22・23頁）。

2　本稿では表題の通り、伝奏や奉行など役職名の一部等を除き、原則として「大嘗祭」の表記を用いる。

3　岡田荘司「大嘗祭年表」（『大嘗祭と古代の祭祀』所収、吉川弘文館、2019年）１〈352〉～５〈348〉頁。

4　岡田荘司「大嘗・新嘗の祖型」及び「神今食と新嘗祭・大嘗祭」（『大嘗祭と古代の祭祀』第２・第４章所収）51～77、149～154頁。

5　光厳天皇から後光厳天皇までの北朝に参仕していた公卿には、二条良基をはじめ二条（御子左）為定や勧修寺経顕、油小路（四条）隆蔭、葉室長光等がおり、また文和度の検校であった洞院実夏、松殿忠嗣、万里小路仲房も公卿補任以前ではあったが、光厳天皇の正慶元（1332）年度には出仕しているなど、朝廷内には観応度以前の大嘗祭斎行当時の状況・様子を知る公家が少なくなかった。特に、文和度にも関白として勤仕した二条良基の著書には、後円融天皇の永和元（1375）年度の大嘗祭について記した『永和度大嘗會記』がある。見物人を装い著された同書からは、南北朝の争乱の合間を縫う形ではあるが、鴨川への御禊行幸などが可能な限り盛大に執り行われた様子を見て取れるとされる（『永和度大嘗會記』解題、〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収、大野健雄校注、神道大系編纂会、1985年）。

6　『神宮史年表』（神宮司庁編、2005年）92、98、123、126頁。内宮・外宮ともに、室町中期以降は式年遷宮の斎行が困難となり、仮殿遷座祭を除くと、正式な造営・遷座は凡そ130年ぶりとなった。

7　宍戸忠男「後櫻町天皇と神事服攷－女性天皇着御服にみる祭祀服の本義－」（『神道宗教』196号、2004年）25～40頁、同「貞享度大嘗祭再興攷－東山御文庫蔵霊元院宸筆御記録を基に－」（『神道宗教』254・255号〔特集　大嘗祭〕、神道宗教学会、2019年7月）349～384頁。加茂正典「貞享４年東山天皇大嘗祭抜穂使考証」（『皇學館大学神道研究所紀要』21号、皇學館大学神道研究所、2005年）105～117頁など。

8　武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」（『書陵部紀要』第４号、宮内庁書陵部、1954年）54～67頁。のち『大嘗祭と新嘗』（岡田精司編、学生社、1979年）に所収。

9　武部敏夫「元文度大嘗会の再興について」（『大正大学大学院研究論集』第10号、大正大学出版部、1986年）43～60頁。のち『天皇代替り儀式の歴史的展開－即位儀と大嘗祭－』（岩井忠熊・岡田精司編、柏書房、1989年）に所収。

10　藤田覚「寛政期の朝廷と幕府」（『近世政治史と天皇』第１章所収、吉川弘文館、1999年）65～85頁。

11　高埜利彦「近世の天皇と朝廷」「近世通史における朝廷と宗教」（『近世の朝廷と宗教』Ⅰ・Ⅲ所収、吉川弘文館、2014年）20～95、432～468頁。

12　山口和夫「近世の朝廷・幕藩体制と天皇・院・摂家」「神仏習合と近世天皇の祭祀」（『近世日本政治史と朝廷』第２部第３章・第３部第４章所収、吉川弘文館、2017年）240～271、336～359頁。

13　〔神道大系　朝儀祭祀編１〕『儀式・内裏式』（渡邊直彦校注、神道大系編纂会、1980年）35～127頁。

14　〔訳注日本史料〕『延喜式』上、390～442頁。

15　塩川哲朗・木村大樹「資料から見る大嘗祭」（『資料で見た大嘗祭』國學院大學研究開発推進機構学術資料センター（神道資料館部門）、2018年）８～19頁。

16　『大嘗會記元暦度山槐記抜書』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）参照。

17　『永和度大嘗會記』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）参照。注５でも触れたが、南北朝期の公卿・二条良基は、永和元（1375）年度の大嘗祭を『大嘗會記』で記録している。ただし、同書は天皇の鴨河（賀茂川）への行幸から書き起こしており、それ以前の諸祭儀・行事については窺えない。

18　『大嘗會記永享二年権大外記康富記』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）150～181頁。本書は権大外記中原康富による永享２年・後花園天皇の大嘗祭の記録である。同年11月18日乙卯の大嘗祭から３日後の21日までの流れと、同時期の大嘗祭斎行の状況・実態を具体的に窺い知ることができる。

19　『親長卿御記文正元年自九月大嘗會雑事』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）参照。

20　『御讓位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）参照。本書は、連歌師である飯尾宗祇の要望に応じて晩年の兼良が文明10（1478）年に著したもの。翌11年に宗祇の

命を受けた神祇大副（神祇官の次官）・吉田社（現、吉田神社・京都市左京区）神主であった吉田兼倶が記した大嘗祭の祭儀・行事等に関する解説を載せる。吉田神道の大成者として知られる兼倶は、大嘗祭への勤仕が３度に及んだ。飽くまで卜部（吉田）家の立場･解釈である点に留意する必要はあるが、兼倶は概要や卜部の関わり方等を中心に､｢国郡卜定｣以下「撿校･行事所の定」「荒見川の拔（祓）」「斎場所の点地始」「御禊の行幸」「抜穂使」「大嘗會」「辰日の節会」について記述している。

21 「践祚大嘗祭儀」（〔神道大系　朝儀祭祀編１〕『儀式・内裏式』）35頁。

22 『大嘗會記元暦度山槐記抜書』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）52～56頁。平安末期から鎌倉初期の公卿･中山忠親による本書には、悠紀・主基の各行事として弁・史を含む諸司の判官以上の８名の官職名と位階、氏名を載せ、さらに本書より行事官が運営・実務に当たっていたことが読み取れる。

23 『大嘗會記永享二年権大外記康富記』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）150～181頁参照。本書は題名にみえる通り、権大外記中原康富による永享２年・後花園天皇の大嘗祭の記録である。対象は同年11月18日乙卯の大嘗祭から３日後の21日まで、即ち卯日の神事とその後の節会が記述の主たる内容となるが、中心となる４日間の流れ及び、室町期の大嘗祭斎行の状況・実態を具体的に窺い知ることができる。

24 「奉行」とは、命を奉じて事を遂行することで、担当の人物もいう。朝廷の公事では既に平安期より奉行が設置された。佐古愛己氏は「勧賞（功績を賞し官位や物品を与え褒め励ます謂）」の分析素材として平安期の神社行幸を取り上げ､「勧賞」対象となる行幸の運営主体「行幸行事所」の機構等を論じる。奉行を仰せ付かった行事（上卿〈納言〉、宰相、弁、外記、史の各１名と検非違使〈尉・志以下〉２名）等は原則、一貫して同一メンバーで実務に携わったとされる。行事所の機構は大嘗会行事にも通じる。平安期の公事は行事官を主体に奉行したことが窺える（同「「官方行事」における勧賞の特質－神社行幸を素材として－」『平安貴族社会の秩序と昇進』第３章所収、思文閣出版、2012年、150～187頁）。

25 『親長卿御記文正元年自九月大嘗會雑事』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）214、218、239、280・281頁。室町中期から戦国期にかけての公卿･都護（按察使）であった甘露寺親長の記録から、文正度までに実務･運営役である奉行や伝奏の置かれたことが見て取れる。『親長卿記』では「文正元年大嘗會毎奏事都護親長」として､奏聞ほか大嘗祭に関する諸事が記述されており､親長が困難な状況下で､大嘗祭斎行に当たり並々ならぬ尽力をしていたと推察できる。大嘗祭全体を通じた伝奏が役職名として確立していたかどうかは一層の研究が俟たれるが、運営・実務の構造が変容し始めていたことは確かであろう。

26 伊藤喜良「応永初期における王朝勢力の動向－伝奏を中心として－」（〔思文閣史学叢書〕『日本中世の王権と権威』第２章、思文閣出版、1993年）300～328頁。伊藤氏は、南北朝期から応永初期にかけての「王朝勢力の意志反映の窓口」として「武家伝奏」が置かれ、同時期にはほかに「寺社（南都・石清水八幡宮・鴨社・長講堂）伝奏」等があった点を指摘する。さらに、伝奏は朝廷により補任されるが、足利将軍の政策決定・遂行にも参画し、その権力構成の一要素となっていたことも明らかにされている。

27 『親長卿記』に「御禊方事忿可二申沙汰一之由、可レ仰二勸修寺前中納言一云々」とあり、御禊伝奏の勧修寺教秀へ御禊の事は総て指示すべき旨を仰せ、教秀に軽服中の検校・徳大寺実淳は御禊を免じるようにも伝えており、伝奏は祭儀の運営役と知れる（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』217・218頁）。

28 『御譲位御即位御禊行幸大嘗會假名字記』（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』所収）206頁。

29 田中暁龍「中近世の禁裏小番と武家睨近衆」（『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』５、学習院大学人文科学研究所、2013年）21～41頁。田中氏は公家の参勤・宿直の制度である小番は、公武交渉の担い手役であった「武家昵近衆」とともに足利義教期という同一時期に成立の画期をもち、それが江戸幕府の下で受容・再編成されるに至ったと指摘される。特に小番の制は元禄期に確立されたという。

30 〔新訂増補国史大系第56巻〕『公卿補任』第４篇（黒板勝美編輯、吉川弘文館、2001年）、〔新訂増補国史大系第57巻〕『公卿補任』第５篇（黒板勝美編輯、吉川弘文館、2001年）。

31 『地下家伝』上巻（自治日報社、正宗敦夫編集校訂、1968年）。

32 〔天皇皇族実録112〕『東山天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治吉岡眞之監修、2006年）。

33 〔天皇皇族実録115〕『桜町天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治吉岡眞之監修、2006年）。

34　史料⑤「大嘗会任命の全官職名（元文三年度）」（『大嘗祭史料－鈴鹿家文書』所収、鳥越憲三郎・有坂隆道・島田竜雄編著、柏書房、1990年）85頁、『地下家伝』上巻232・233頁。

35　〔天皇皇族実録117〕『桃園天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

36　〔史料纂集136〕『通兄公記』第９（続群書類従完成会、今江廣道・平井誠二校訂、2003年）78頁。

37　〔天皇皇族実録120〕『後桜町天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

38　『地下家伝』上巻、236頁。

39　〔天皇皇族実録124〕『後桃園天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

40　〔天皇皇族実録126〕『光格天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

41　〔天皇皇族実録131〕『仁孝天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

42　実録から行事史は悠紀・主基両方とも定かでなく、「地下家伝」五に拠る。史職で悠紀行事に任じられたのは、壬生以寧のほかに兵部少丞・左少史虫鹿（小槻）秀壽（７月24日辞）・左少史村田（高橋）春芳（7月25日任）、右少史・中務少丞山名（三善）亮績（11月19日任）がいた（『地下家伝』上巻、207・208、212・213、216、220頁）。

43　『公卿補任』第５篇、251頁。

44　『公卿補任』第５篇、251頁。陪膳は（頭中将東園）基仲であった。

45　〔天皇皇族実録134〕『孝明天皇実録』第１巻（ゆまに書房、藤井譲治・吉岡眞之監修、2006年）。

46　主基行事史である厚生の官職・氏姓は「地下家伝」五に拠る。なお、厚生のほか、左大史・主殿頭壬生（小槻）輔世も大嘗会御神事に主基行事として奉仕していた（『地下家伝』上巻所収、207・208、225・226頁）。

47　「地下家伝」二・五（『地下家伝』上巻所収）79、207・208頁。

48　『日本陰陽暦日対照表』（下巻、加唐興三郎編、ニットー、1993年）1175、1277、1297、1329、1343、1375、1437、1497頁。

49　〔天皇皇族実録120〕『後桜町天皇実録』第１巻、242・243頁。

50　拙稿「近世大嘗祭に於ける荒見川祓の研究－儀式次第と作法・祓具の分析を手掛かりとして－」（『國學院雑誌』第120巻11号、國學院大學、2019年11月）掲載予定。

51　史料⑬「大嘗会私記（文化十五年）」（『大嘗祭史料－鈴鹿家文書』所収）116～128頁。

52　「地下家伝」五（『地下家伝』上巻所収）207・208頁。壬生輔世は推任（上位者の推挙による任官）されて掃部頭を兼ね、大嘗祭終了後に辞した。両局の兼務については後例とすべきではないとされた。

53　『桜町天皇実録』第1巻、373・374頁、『桃園天皇実録』第１巻、185頁、『後桜町天皇実録』第1巻、277・278頁、『後桃園天皇実録』第１巻、242・243頁、『光格天皇実録』第１巻、442・443頁、『仁孝天皇実録』第１巻、248・249頁、『孝明天皇実録』第１巻、148頁。

54　下橋敬長述「地下の官人」（〔東洋文庫353〕『幕末の朝廷』九、羽倉敬尚注、平凡社、1979年）196頁。

55　『大嘗會本義』巻第二（〔神道大系　朝儀祭祀編５〕『践祚大嘗祭』）325頁、下橋敬長述「地下の官人」（〔東洋文庫353〕『幕末の朝廷』）196・197頁。

56　『系図纂要』（第15冊、宝月圭吾・岩沢愿彦監修、名著出版、1974年）314～317頁、『古代氏族系譜集成』（中巻、宝賀寿男編著、古代氏族研究会、1986年）785頁。兼典（良久）は「実対馬兼彦二男、後良久」とみえ、対馬守のうち兼典の実父と考え得るのは「兼国（兼久）」であるため、兼国はまた兼彦でもあったと推察した（『系図纂要』より）。兼里は「兼之」に改名し、兼里の後裔は良栄・兼氏の後裔は良知であるという（『古代氏族系譜集成』より）。

57　「卜部家系譜」（〔神道大系　論説編８〕『卜部神道（上）』、西田長男校注、神道大系編纂会編、1985年）461・462頁。

58　「卜部家系譜」（〔神道大系　論説編８〕『卜部神道（上）』所収）472～478頁。

59　『万世雲上明鑑』文化15年刊・上巻、文政２年刊・上巻（『近世公家名鑑編年集成』第13巻（文化13年－文政５年）所収、深井雅海・藤實久美子編、柊風舎、2010年）77・153・229頁。同書には「徳川殿旗本」の「御附武家衆」として、「土屋筑後守」（千石・文化六ヨリ）とともに「曽我豊後守」（八百石・文化十四ヨリ）の名がみえる。「禁裏附」は役料を1,500俵とする幕府の役職の一つで、定員は２名。それぞれ与力10騎・同心40人を配下として、武家伝奏との折衝・連絡ほか、禁裏内の経営や官人の監督を職務とした。なお、

京都町御奉行の西として、曽我豊後守祐弼（三八）の記載があり、禁裏附の後に京都西奉行へと転じたとみえる（「大武鑑」文政６年版『改訂増補大武鑑』中巻、橋本博編、名著刊行会、1965年、793頁）。

60　史料㉓「全年度の悠紀・主基国郡名」（『大嘗祭史料－鈴鹿家文書』所収）134・135頁。

61　「山中村」項（〔日本歴史地名大系第25巻〕『滋賀県の地名』平凡社地方資料センター編、平凡社、1991年）149～150頁。

62　「並河村」項（〔日本歴史地名大系第26巻〕『京都府の地名』下中邦彦編、平凡社、1981年）374頁。

63　「松本村」項（〔日本歴史地名大系第25巻〕『滋賀県の地名』）156頁。

64　「北土山村」「南土山村」項（〔日本歴史地名大系第25巻〕『滋賀県の地名』）412～414頁。

65　「西田村」項（〔日本歴史地名大系第26巻〕『京都府の地名』）434頁。

66　「上田村」項（〔日本歴史地名大系第29巻Ⅰ〕『兵庫県の地名』平凡社地方資料センター編、平凡社、1999年）636・637頁。

67　「鳥居村」項（〔日本歴史地名大系第26巻〕『京都府の地名』）389～393頁。

68　吉岡拓「近世後期大嘗祭斎田抜穂の儀と地域社会－丹波国桑田郡鳥居村（山国郷内禁裏御料七ヶ村）、船井郡並河村の事例から－」（『恵泉女学園大学紀要』第29号・2017年）205（30）～234（1）頁。